

第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画

令和3年3月

秋田県

目 次

1 計画の基本的事項	1
(1) 計画策定の背景及び目的	1
(2) 計画の期間	2
(3) 計画の位置付け	2
2 海岸の概況	3
(1) 自然的地理的特性	3
①地理的特徴等	3
②河川の現況	3
(2) 社会的特性	6
①海岸の利用状況	6
②人口分布	12
3 海岸漂着物等の現状	14
(1) 第2次計画の重点区域における回収・処理量	14
(2) 回収・処理した海岸漂着物等の主な内容	15
4 海岸漂着物対策の現状と課題	17
(1) 第2次計画期間中の実施事業	17
①回収・処理	17
②発生抑制に係る普及啓発	18
(2) 第2次計画の目標と達成状況	19
(3) 課題	20
①第2次計画の取組状況からみた課題	20
②社会情勢の変化からみた課題	21
5 海岸漂着物対策の推進方針と目指す姿	23
(1) 海岸漂着物対策の推進方針	23
(2) 海岸漂着物対策の実施箇所	23
①回収・処理	23
②発生抑制に係る普及啓発	23
(3) 目指す姿	23

6 海岸漂着物対策の内容	24
(1) 海岸漂着物等の円滑な処理の推進	24
①海岸管理者等による処理	24
②市町村の要請に基づく処理	24
③地域外からの海岸漂着物等に対する協力の要請	25
④その他海岸漂着物等の円滑な処理	25
(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進	27
①ごみの適正な処理に向けた3Rの推進	27
②海岸漂着物等の発生状況、原因の把握	27
③ごみの不法投棄、不適正処理防止のための監視活動の実施	28
④内陸部を含めた県全土における環境美化活動の継続	28
⑤水域への流出飛散防止	29
(3) 環境教育及び普及啓発の推進	30
①海洋プラスチックごみに関する知識の普及啓発等の環境教育の推進	30
②イベントや広報媒体を活用した情報の発信	30
(4) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	30
①海岸漂着物対策に係る関係者間の情報交換、連絡調整	30
②地域の実情を考慮した、多様な主体の役割分担と連携の確保	31
③隣県との情報共有	32
7 事業評価と計画のフォローアップ	33
(1) 事業評価	33
(2) 計画のフォローアップ	33
8 その他海岸漂着物対策の推進に必要な事項	34
(1) 海岸漂着物対策推進協議会の運営	34
①協議会の目的	34
②協議会委員の構成	34
(2) 災害等緊急時における対応	34
9 重点区域別の回収・処理に係る対策内容	35
重点区域一覧表	35
重点区域全体図	36
重点区域番号 1 八森海岸	37
重点区域番号 2 峰浜海岸	39
重点区域番号 3 能代港	41

重点区域番号	4	能代海岸	43
重点区域番号	5	八竜海岸	45
重点区域番号	6	琴浜海岸	47
重点区域番号	7	五里合・男鹿中・入道埼海岸	49
重点区域番号	8	戸賀港	51
重点区域番号	9	脇本・船越海岸	53
重点区域番号	10	天王海岸	55
重点区域番号	11	下新城海岸	57
重点区域番号	12	秋田海岸	59
重点区域番号	13	岩城海岸	61
重点区域番号	14	本荘海岸	63
重点区域番号	15	本荘港	65
重点区域番号	16	西目海岸	67
重点区域番号	17	象潟海岸	69
重点区域番号	18	岩館・八森漁港	71
重点区域番号	19	椿漁港	73
重点区域番号	20	平沢・金浦・象潟漁港	75
重点区域番号	21	男鹿市6漁港	77
重点区域番号	22	にかほ市小砂川漁港	79

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景及び目的

海岸漂着物等^{*}は、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図る上で深刻な影響を及ぼすことから、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、国は、2009年（平成21年）7月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に係る法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）を公布・施行した。

これを受け、本県でも、2011年（平成23年）に「（第1次）秋田県海岸漂着物対策推進地域計画」、2016年（平成28年）に「第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、各関係機関等と連携しながら、海岸漂着物対策に力を入れ取り組んできたところである。

しかしながら、依然として海岸には年間を通じて大量のごみ等が漂着し続けており、海岸の景観や環境、地域住民の生活や地域の経済活動に影響をもたらす深刻な問題となっている。

このような状況から、海岸における良好な景観及び環境の保全並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、国は、2018年（平成30年）6月、「海岸漂着物処理推進法の一部を改正する法律」を公布・施行した。これに伴い、2019年（令和元年）5月には、同法に基づく国の「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が変更され、「流域圏にある地方公共団体が連携し、一体となって海岸漂着物等の対策に取り組むこと」、「非営利組織その他の民間団体等の多様な主体の適切な役割分担と連携を図ること」等を対策の柱とした施策を展開するよう記載されている。

さらに、近年、海洋に流出した廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが生態系に与える影響について世界的に関心が高まっている状況を鑑み、2019年（令和元年）5月に国は、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、「新たな汚染を生み出さない世界の実現」を目指した、実効的な海洋プラスチックごみ対策に率先して取り組むことを重要事項と位置付けた。

※「海岸漂着物等」：海岸漂着物（海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物）及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等（我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物）をいう。（海岸漂着物処理推進法第二条から抜粋）

美しい自然景観を呈し、地域の観光資源ともなっている本県の海岸の機能を保持するためには、これらの動向を踏まえたうえで、海岸漂着物対策を総合的かつ効率的に推進する必要があることから、第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画を策定する。

(2) 計画の期間

本計画の対象期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間とする。

(3) 計画の位置付け

海岸漂着物処理推進法や国の基本方針を踏まえて策定する、県の海岸漂着物対策の推進に関する計画である。

2 海岸の概況

(1) 自然的地理的特性

①地理的特徴等

本県は、東経 140 度前後、北緯 39 度～40 度前後にまたがる海岸線延長約 264km の南北に長大な海岸をもち、3 つの主要な河川からの流出土砂により広大な能代平野、秋田平野、本荘平野が形成され、海岸線は弧状の砂浜となっている。北端には八森、中央には男鹿半島、南端には仁賀保から象潟までの 3 つの岩礁地帯を有しており、中央の男鹿半島が広大な砂浜海岸を南北に 2 分している。

また、南方からの対馬暖流と北方からのリマン海流の影響により、外国由来のものが漂着するほか、大雨や台風、雪解けの影響により内陸部からの自然物や人工物が漂着しやすい。

冬期間は、北西からの季節風が吹き荒れ、これにより高波が押し寄せる。

②河川の現況

本県には、3 水系 301 河川の一級河川と、7 水系 51 河川の二級河川がある。

ア 一級河川

県内の一級水系は、県北部を東西に流れる米代川、県南東部から中央部を流れる雄物川、県南部を日本海側に注ぐ子吉川の 3 水系となっている。

◆米代川

青森、岩手県境の中岳に源を発し、大湯川などの支川を合わせながら、大館盆地を貫流し、阿仁川、藤琴川等の支川と合流したのち、能代市にて日本海に注ぐ。

米代川流域は、秋田県、青森県及び岩手県の 3 県にまたがり、東県境の奥羽山脈、北方青森県境の田代岳、南の太平山、森吉山に囲まれており、秋田県と青森県にまたがる白神山地では、世界最大級の規模のブナ原生林が分布し、貴重な自然の宝庫として世界自然遺産として登録されている。

◆雄物川

山形県境の大仙山に源を発し、皆瀬川、横手川、玉川などの支川を合わせながら、横手盆地、秋田平野を経て、秋田市において旧雄物川を分派し日本海に注ぐ。

雄物川流域は、東県境の奥羽山脈、西の出羽山地、北の太平山等の山々に囲まれ、流域の北東部には十和田八幡平国立公園、南東部には栗駒国立公園がある。

◆子吉川

秋田、山形県境の鳥海山に源を發し、本荘平野を貫流しながら、石沢川、芋川を合わせて、由利本荘市にて日本海に注ぐ。

子吉川流域は、東の出羽山地、笹森丘陵と南の丁岳山地に囲まれ、流域の南側には鳥海国定公園がある。

【参考：県内の一級水系河川数及び流路延長（令和元年12月31日現在）】

級 別		河川数	流路延長(m)
一級河川	雄物川	173	1,420,183
	米代川	83	905,144
	子吉川	45	408,463
合 計		301	2,733,790

(秋田県建設部河川砂防課ウェブサイトより)

イ 二級河川

県内の二級水系は、五城目町の馬場目岳を源に發し、八郎湖を経て日本海に注ぐ馬場目川や、鳥海山に源を發し、鳥越川などの支川と合流した後、にかほ市にて日本海に注ぐ白雪川などがある。

【参考：県内の二級水系河川数及び流路延長（令和元年12月31日現在）】

級 別		河川数	流路延長(m)
二級河川	馬場目川	23	246,765
	白雪川	3	29,455
	衣川	4	28,850
	奈曾川	2	17,318
	賀茂川	3	7,532
	湖沼	1	10,255
	その他	15	111,122
合 計		51	451,297

(秋田県建設部河川砂防課ウェブサイトより)

【参考：本県の河川海岸図】



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を複製したものである。

(承認番号 平22業複 第458号)

(2) 社会的特性

① 海岸の利用状況

ア 自然公園

県内には、12の自然公園があり、うち3つの自然公園は海域を含んでいる。

◆ 国立公園 (平成31年3月31日現在) (単位: ha)

公園名	指定年月日	全面積	うち県内面積		関係市町村
			うち県内面積	うち海域	
十和田八幡平	昭和11年2月1日 (十和田地区) 昭和31年7月10日 (八幡平地区追加)	85,534	(26,813)	-	鹿角市、仙北市、小坂町

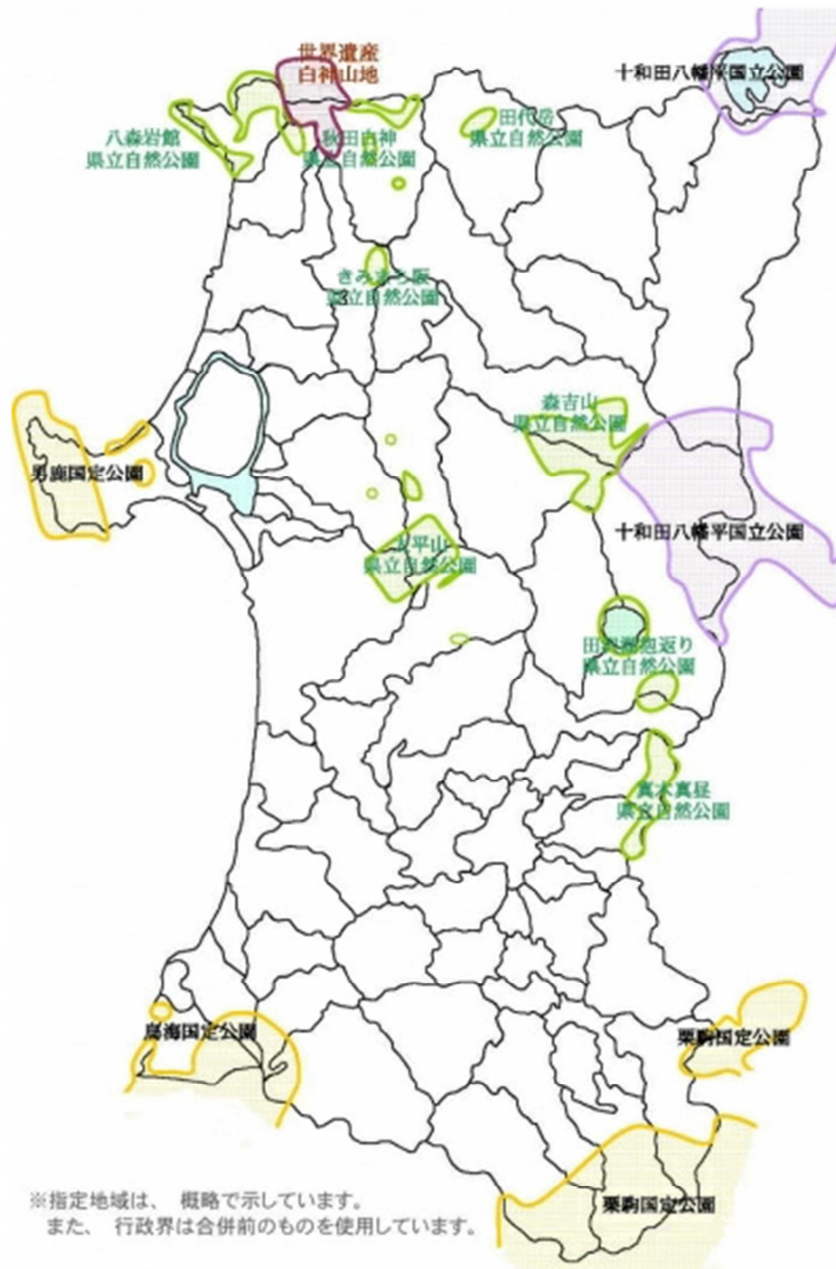
◆ 国定公園 (平成31年3月31日現在) (単位: ha)

公園名	指定年月日	全面積	うち県内面積		関係市町村
			うち県内面積	うち海域	
鳥海	昭和38年7月24日	29,493	(15,940)	(538)	由利本荘市、にかほ市
栗駒	昭和43年7月22日	77,122	(23,207)	-	湯沢市、東成瀬村
男鹿	昭和48年5月15日	11,534	(11,534)	(3,378)	男鹿市

◆ 県立自然公園 (平成31年3月31日現在) (単位: ha)

公園名	指定年月日	全面積	うち県内面積		関係市町村
			うち県内面積	うち海域	
田沢湖抱返り	昭和35年4月1日	7,477	-	-	仙北市
きみまち阪	昭和39年7月16日	599	-	-	能代市
八森岩館	昭和39年7月16日	2,179	(1,176)	-	八峰町
森吉山	昭和43年10月1日	15,214	-	-	北秋田市
太平山	昭和47年7月15日	11,897	-	-	秋田市、上小阿仁村、五城目町
田代岳	昭和50年1月11日	1,855	-	-	大館市
真木真昼	昭和50年1月11日	5,903	-	-	大仙市、美郷町
秋田白神	平成16年8月24日	6,275	-	-	藤里町、八峰町

(「令和2年度版秋田県県勢要覧」より)



(秋田県生活環境部自然保護課ウェブサイトより)

イ 港湾

県内には、5つの港湾があり、いずれも管理者は県となっている。

種別	港湾数	港湾名（所在市町名）
重要港湾	3	能代港（能代市）、船川港（男鹿市）、秋田港（秋田市）
地方港湾	2	戸賀港（男鹿市）、本荘港（由利本荘市）
計	5	



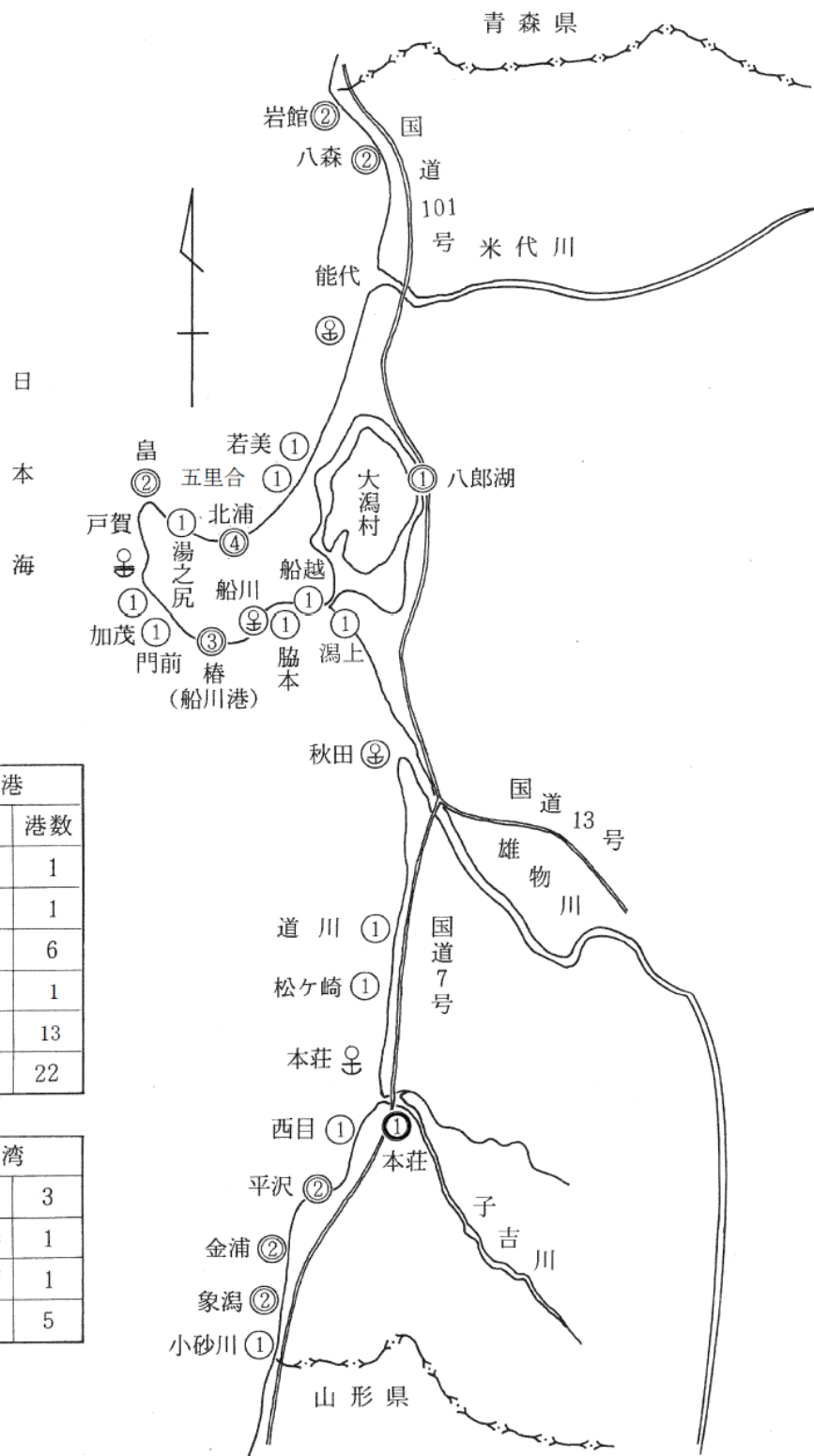
（「海洋状況表示システム」より）

ウ 漁港

県内には、22の漁港があり、うち9を県が管理し、13[※]を地元市町が管理している。

種別	県管理 漁港数	漁港名（所在市町名）	市町管理 漁港数	漁港名（所在市町名）	計
第1種	1 [※]	八郎湖（八郎潟町）	13 [※]	若美（男鹿市）、五里合（男鹿市）、湯之尻（男鹿市）、加茂（男鹿市）、門前（男鹿市）、脇本（男鹿市）、船越（男鹿市）、潟上（潟上市）、道川（由利本荘市）、松ヶ崎（由利本荘市）、本荘（由利本荘市） [※] 、西目（由利本荘市）、小砂川（にかほ市）	14
第2種	6	岩館（八峰町）、八森（八峰町）、畠（男鹿市）、平沢（にかほ市）、金浦（にかほ市）、象潟（にかほ市）	—	—	6
第3種	1	椿（男鹿市）	—	—	1
第4種	1	北浦（男鹿市）	—	—	1
計	9 [※]		13 [※]		22

※「本荘（由利本荘市）」は、令和3年4月1日から市管理漁港。



漁 港		
種別	管理者	港数
④	県	1
③	県	1
②	県	6
①	県	1
①	市町	13
計		22

港 湾		
種別	管理者	港数
⊕	重要港湾	3
⊖	避難港	1
⊙	地方港湾	1
計		5

※位置図は、令和3年4月1日時点のもの。

(「秋田県水産関係施策の概要」より)

エ 海水浴場

県内には、16の海水浴場がある。



(「海洋状況表示システム」より)

②人口分布

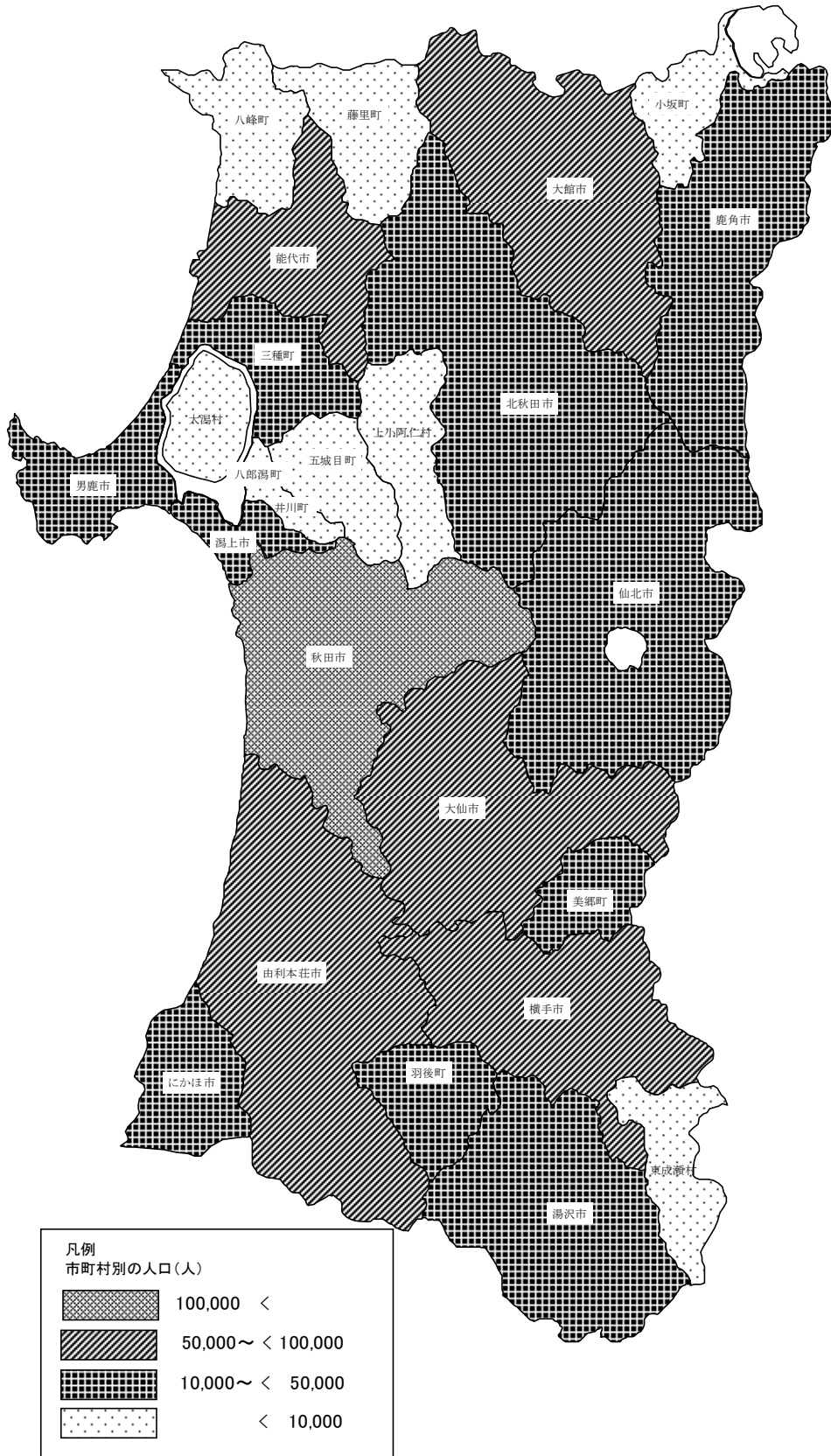
本県の人口は、2019年（令和元年）10月1日現在、965,927人であり、うち沿岸8市町の人口は、約536,000人と、県全体の人口の約55%を占めている。沿岸市町では、人口が多い順に秋田市（約306,000人）、由利本荘市（約75,000人）、能代市（約51,000人）となっている。

県内3つの一級河川に接している市町数は、10であり、その人口は、県全体の人口の約81%となっている。

一級河川名	一級河川が流れる市町村（A）	Aにおける市町村の人口計※（B）	県全体の人口におけるBの割合（A／B）
米代川	能代市、北秋田市、大館市、鹿角市	約784,000人	約81%
雄物川	秋田市、大仙市、横手市、湯沢市、羽後町		
子吉川	由利本荘市		

※「秋田県年齢別人口流動調査」より

【参考：本県の市町村別人口分布】



3 海岸漂着物等の現状

(1) 第2次計画の重点区域における回収・処理量

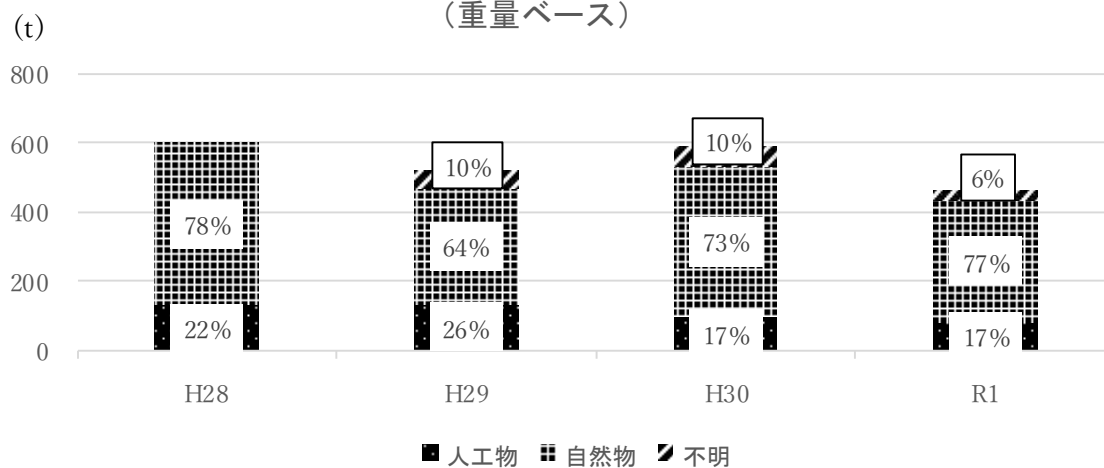
第2次計画実施期間中に、県の海岸漂着物地域対策推進事業により回収・処理した海岸漂着物等の量は次のとおりである。

各年度とも、流木や海藻といった自然物が大半を占めている。

		H28	H29	H30	R1
重さ (t)		599.1	518.5	588.4	464.8
内訳※ (重量ベース)	人工物	130.0	134.1	98.7	80.2
	自然物	469.1	334.3	430.8	355.8
	不明	0	49.9	58.8	28.7
体積 (m3)		3,746.8	2,430.7	3,641.6	2,806.4
内訳※ (体積ベース)	人工物	897.3	875.0	505.1	492.8
	自然物	2,849.4	1,312.6	2,727.3	2,125.7
	不明	0	243.0	409.1	187.9

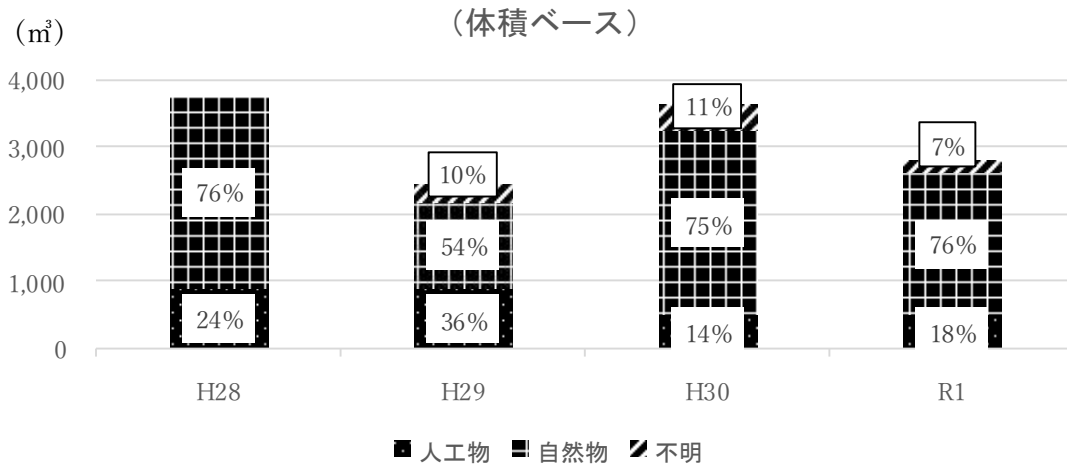
第2次計画期間中に回収・処理した海岸漂着物等の内訳

(重量ベース)



※四捨五入による端数を調整していないため、内訳と計は必ずしも一致しない。

第2次計画期間中に回収・処理した海岸漂着物等の内訳



(2) 回収・処理した海岸漂着物等の主な内容

①自然物

藻類、流木、木くず等

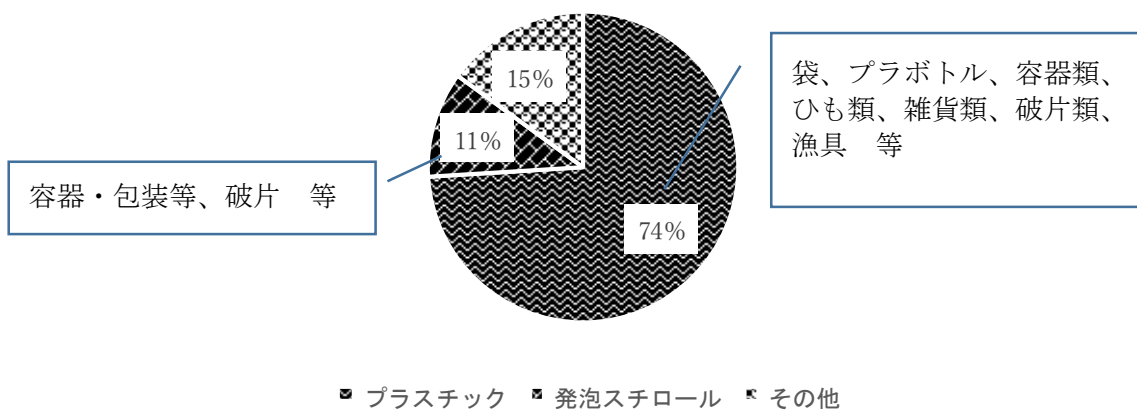
②人工物

プラスチック類、ゴム類、発泡スチロール類、紙類、布類、ガラス陶磁器類、金属類、漁具等

【参考：人工物の内訳】

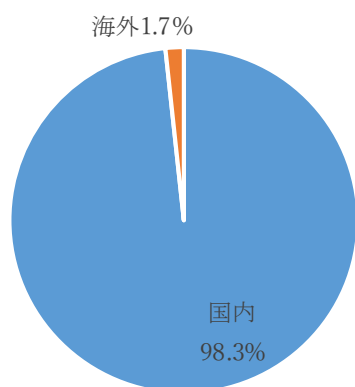
2017年度（平成29年度）、県内3箇所の海岸にて、人工由来の海岸漂着物等の個数を調査し、以下の結果を得た。

海岸漂着物等の種類別割合



(「平成29年度秋田県海岸漂着物調査」より)

【参考：海岸漂着物の国別割合】



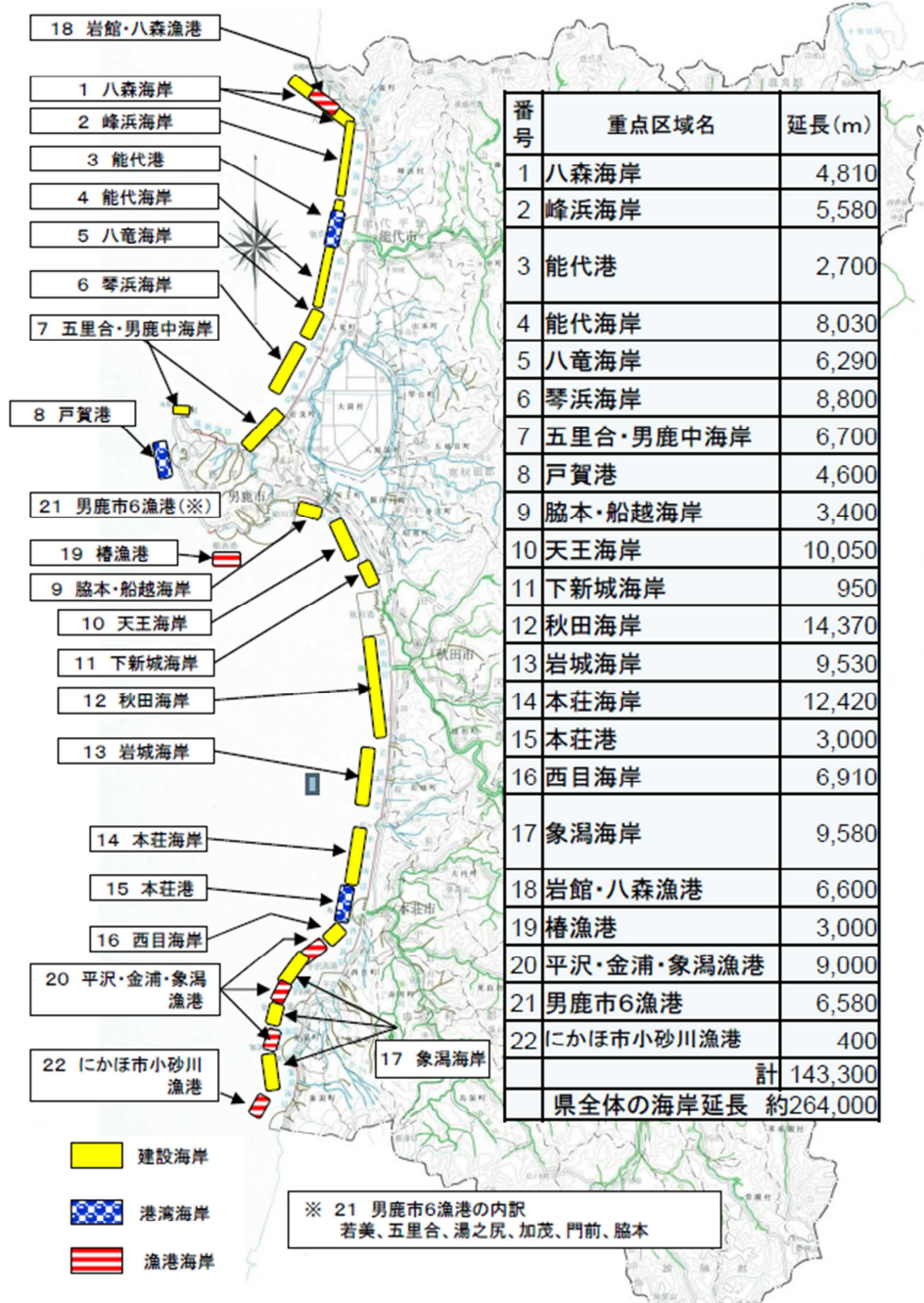
(「平成 29 年度秋田県海岸漂着物調査」より)

4 海岸漂着物対策の現状と課題

(1) 第2次計画期間中の実施事業

①回収・処理

海岸管理者及び沿岸市が、回収・処理対策を重点的に推進する区域（重点区域）において、海岸漂着物等の回収・処理を行ってきた。



②発生抑制に係る普及啓発

第2次計画期間における主な実施事業は次のとおりである。

年度	主な事業内容
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、ポスター1,200枚、チラシ9,100枚を県内各市町村等へ配付。 ・ ごみのポイ捨て防止を呼びかける新聞広告の掲載。
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、ポスター1,200枚、チラシ9,100枚を県内各市町村等へ配付。 ・ ごみのポイ捨て防止を呼びかける新聞広告の掲載。 ・ ごみ拾いとスポーツが融合したスポーツごみ拾いを実施。落合海岸（能代市）、雄物川河川敷（秋田市）にて開催、延べ129名参加。 ・ 小中学生の協力を得ながら、海岸に漂着したごみの量や種類の調査を県内3か所で実施。（釜谷浜海水浴場（八竜中、湖北小、浜口小）、道川海水浴場（岩城中、岩城小）、平沢海水浴場（県職員）） ・ 上小阿仁村にてクリーンアップ及び普及啓発用チラシの作成・配付を実施。【市町村事業】
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、ポスター1,200枚、チラシ9,100枚を県内各市町村等へ配付。 ・ ごみのポイ捨て防止を呼びかける新聞広告の掲載。 ・ ごみ拾いとスポーツが融合したスポーツごみ拾いを実施。大仙市「夏まつり大曲2018」会場周辺（大仙市）にて開催、延べ34名参加。 ・ 秋田南高等学校中等部の協力を得ながら、秋田市桂浜海岸に漂着したマイクロプラスチック数の調査を実施。調査結果は、調査協力の中学生在が理科研究発表大会等において発表したほか、チラシで広報。 ・ GPS発信器付きフロートを雄物川の上中下流3箇所から放流し、流下動向、漂着状況の追跡調査後、結果を県のウェブサイト、リーフレット等を用いて周知。 ・ 八峰町、上小阿仁村にてクリーンアップ及び普及啓発用のチラシ作成・配付を実施。【市町村事業】

年度	主な事業内容
R1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、ポスター1,200枚、チラシ9,100枚を県内各市町村等へ配付。 ・ テレビ番組等を通じて海岸漂着物に関する情報を周知。 ・ 秋田南高等学校中等部の協力を得ながら、秋田市桂浜海岸に漂着したマイクロプラスチック数の調査を実施。調査結果は、調査協力の中学生が理科研究発表大会等において発表したほか、県のウェブサイト・リーフレット・パネル・ポスターで広報。 ・ GPS発信器付きフロートを米代川の上中下流3箇所から放流し、流下動向、漂着状況の追跡調査を実施。結果は県のウェブサイト、リーフレット等を用いて周知。 ・ ごみのポイ捨て防止を呼びかける新聞広告の掲載。 ・ 八峰町、上小阿仁村、大潟村にてクリーンアップ及び普及啓発用チラシの作成・配付を実施。【市町村事業】
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月を「あきたクリーン強調月間」、4月第3日曜日を「あきたビューティフルサンデー」として、ポスター1,200枚、チラシ9,100枚を県内各市町村等へ配付。 ・ スマホアプリ（個人向け）とPC用（企業・団体向け）に（株）ピリカが提供しているごみ拾いSNS「ピリカ」の秋田県版ウェブサイトを開設することでピリカを活用している個人及び企業・団体等の県内におけるクリーンアップ情報の集計並びに県からのクリーンアップ関連情報の提供を実施。 ・ 鹿角市にて散乱ごみの実態調査と普及啓発用チラシの作成・配布、八峰町、大潟村にてクリーンアップ及び普及啓発用チラシの作成・配付を実施。【市町村事業】

（2）第2次計画の目標と達成状況

〈指標1：海岸漂着物等の回収・処理〉

指 標：各重点区域の回収・処理事業の達成率（%）

（計画期間中に回収・処理した延長距離/重点区域全体の海岸延長距離）

目標値：100%

達成状況：第2次計画期間中のすべての年度において目標を達成している。

	H28	H29	H30	R1	R2
目標値	20%	40%	60%	80%	100%
実績値	90.7%	166.4%	228.4%	297.2%	実施中

〈指標2：海岸漂着物等の発生抑制対策・普及啓発〉

指 標：計画期間最終年度における「海岸漂着物等」への県民認知度（％）
（県民意識調査により把握）

目標値：80％以上

達成状況：2018年度（平成30年度）から目標値を達成している。

最終年度の2020年度（令和2年度）においては、若干目標値を下回ったが、計画策定当初よりも高い認知度を維持している。

	H28	H29	H30	R1	R2
実績値	74.1%	75.0%	82.2%	83.0%	79.2%

（3）課題

①第2次計画の取組状況からみた課題

ア 依然として多くの海岸漂着物等が発生

第2次計画期間において、「4 海岸漂着物対策の現状（2）第2次計画の目標と達成状況〈指標1：海岸漂着物等の回収・処理〉」のとおり指標及び目標値を設定し、目標を達成するほどの海岸漂着物等を回収・処理したが、「3 海岸漂着物等の現状（1）第2次計画の重点区域における回収・処理量」のとおり、依然として多くの海岸漂着物等が発生している。

海岸の景観や環境を保全し、地域住民の生活や地域の経済活動を保持していくため、海岸漂着物等の円滑な処理の推進が求められる。

イ 海岸漂着物等に対する県民認知度の沿岸部と内陸部での差異

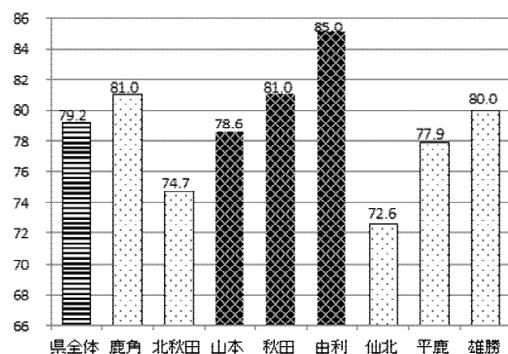
「海岸漂着物等」に対する県民認知度は、第2次計画策定当初に比べ、上昇傾向にある。

しかし、地域別に見ると、県内陸部と沿岸部では、「海岸漂着物等」に対する認知度に差異が生じている。

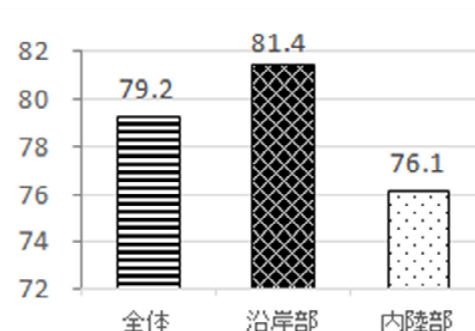
「3 海岸漂着物等の現状（2）回収・処理した海岸漂着物等の主な内容【参考：海岸漂着物の国別割合】」のとおり、2017年度（平成29年度）に行われた海岸漂着物調査において、漂着ごみの約98%が国内由来であった。これらのごみには、沿岸部だけではなく県の内陸部でポイ捨てされたごみなどが道路側溝や河川を通じて海に流出した後に漂着したものも含まれていると考えられる。海岸漂着物等に係る課題の解決のためには、漂着の現場である沿岸部だけではなく、内陸部を含めた県民全体の関心が高まるような対策を講じる必要がある。

【参考：「海岸漂着物等」に対する認知度（％）】

〔地域別〕



〔沿岸部、内陸部別〕



〔令和2年度県民意識調査〕より〕

②社会情勢の変化からみた課題

ア 海洋プラスチックごみへの対応

「3 海岸漂着物等の現状 (2) 回収・処理した海岸漂着物等の主な内容【参考：人工物の内訳】」のとおり、2017年度（平成29年度）に行われた海岸漂着物調査において、人工由来の漂着物等のうち、約7割がプラスチックであった。

さらに、近年では海洋に流出するプラスチック類が生態に与える影響等について関心が高まり、地球規模で取り組むべき課題となっている。

イ 漂流ごみ等への対応

海岸漂着物のみならず、漂流ごみや海底ごみ（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋環境に深刻な影響を及ぼすことから、2018年（平成30年）6月に一部改正された「海岸漂着物処理推進法」では、漂流ごみ等が新たに法の対象となった。

加えて、2019年（令和元年）5月31日に閣議決定された新たな「基本方針」では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、回収・処理の推進を図るよう努める旨が規定された。同日に策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」においても、海洋に流出したプラスチックごみについては、漁業者が操業時に回収した海洋ごみの持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用し、都道府県及び市町村が連

携して市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定されている。

こうした状況を踏まえると、本県でも、海岸管理者、地元市町村及び漁業関係団体等の多様な主体が協力し、認識を共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが求められている。

5 海岸漂着物対策の推進方針と目指す姿

(1) 海岸漂着物対策の推進方針

「4 海岸漂着物対策の現状と課題 (3) 課題」を踏まえ、以下の推進方針に従い、対策を実施する。

- ① 海岸漂着物等の円滑な処理の推進
- ② 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進
- ③ 環境教育及び普及啓発の推進
- ④ 多様な主体の適切な役割分担と連携確保の推進

(2) 海岸漂着物対策の実施箇所

①回収・処理

海岸漂着物処理推進法第14条第2項に則り、漁業や観光産業、海水浴等のレクリエーション等において大きな役割を果たしている海岸の機能を保持することを目的として、重点区域を設定し、海岸漂着物等の回収・処理を実施する。

なお、重点区域は、以下に該当する区域とする。

- ア 漂着物に起因する影響が深刻である
- イ 関係者が連携、協力し合い対策しようとする意向がある

②発生抑制に係る普及啓発

沿岸部だけではなく、県内陸部で発生したごみも河川等を経由し海へ流出すると、海岸漂着物となることから、県内全域を対象とした発生抑制に係る普及啓発を実施する。

(3) 目指す姿

海岸漂着物対策の推進方針に従い、沿岸部においては海岸漂着物等の回収・処理を実施し、内陸部を含む県内全域で発生抑制に係る普及啓発を実施することにより、「海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全」を目指す。

6 海岸漂着物対策の内容

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

重点区域においては、各区域の自然的・社会的条件等に応じて、以下の事項に留意しながら、各海岸管理者等、地元市町、民間団体、地域住民といった多様な主体が連携しながら対策に取り組む必要がある。

各重点区域における対策の詳細については35ページ以降に示すとおりである。

①海岸管理者等による処理

ア 海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、海岸漂着物処理推進法第17条に基づき、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。ア及びイにおいて同じ。）の処理のため必要な措置を講じなければならない。

このため、海岸管理者等は、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることが求められる。

その際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処理等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めるものとする。

イ 市町村の協力義務

市町村は、海岸漂着物処理推進法第17条に基づき、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うことや、回収された海岸漂着物等を当該市町村の廃棄物処理施設に受け入れて処理することなど、海岸漂着物等の回収・処理に関し、必要に応じて、海岸管理者等に協力しなければならない。

このため、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努めるものとする。

②市町村の要請に基づく処理

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、海岸漂着物処理推進法第18条に基づき、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合は、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるものとする。

③地域外からの海岸漂着物等に対する協力の要請

ア 知事による協力の求め

国内に由来して発生する海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものや、潮流や波浪の影響などを受けて、他の都道府県から漂着するものも相当程度見込まれる。

このため、知事は、海岸漂着物処理推進法第19条第1項に基づき、海岸漂着物等の発生状況を把握し、海岸漂着物等の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、当該他の都道府県の知事に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して積極的に協力するよう求めることができる。

知事は、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他の都道府県の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、同項に基づき、海岸管理者等の意見を聴いた上で、当該他の都道府県知事に協力を求めることができる。

なお、知事が他の都道府県から協力を求められた場合、その協力依頼の趣旨を踏まえて、協力を求めた都道府県と情報を共有し、海岸漂着物等の処理及びその発生抑制等のために、積極的に所要の措置を講ずるよう努める。

④その他海岸漂着物等の円滑な処理

ア 漂流ごみ等の円滑な処理の推進

漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁場環境の支障ともなっている。

このため、沿岸海域において、漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、関係主体が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、回収・処理の推進を図るよう努める。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令の適用関係

回収された海岸漂着物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づいて適正に収集、運搬及び処分がなされることが必要である。

また、海岸漂着物等が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合については、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、引き続き、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図るものとする。

ウ 大量の海岸漂着物等が存する地域における回収・処理の推進等

大規模な災害により生じた廃棄物に係る対策については、廃棄物処理法等において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための法整備等がなされている。

このため、海岸管理者及び市町村等の関係主体は、洪水や台風等の自然災害により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合、その回収・処理を緊急的に実施するため、災害関連制度の活用について検討する。

知事は、海岸漂着物等が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、海岸漂着物処理推進法第 17 条に基づき、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物等の処理に関する協力を求めることができる。

なお、他の都道府県から協力の求めがあり、その趣旨を踏まえ、著しい支障を避けるため特に必要があると判断する場合、海岸漂着物等の回収・処理を的確かつ安全に実施するために必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的助言、その他の協力をを行う。

エ 県による援助

県は、地域における広域かつ詳細な自然的社会的条件に係る情報を有することから、海岸漂着物処理推進法第 17 条に基づき、海岸管理者等による海岸漂着物等の円滑な回収・処理が推進されるよう、これらの者に対し、海岸漂着物等の回収・処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助をすることができる。

また、市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、同条に基づき、県は、海岸管理者等への援助の一環として、当該市町村に対してもこれを行うことができる。

オ 廃棄物処理施設の整備

海岸漂着物等の円滑かつ適正な処理を推進するため、市町村等は、海岸漂着物等を含む廃棄物を適正に収集、運搬及び処理するために必要な廃棄物処理施設の整備に努める。

(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進

海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて本県海岸に漂着するものであり、内陸部に由来して発生する海岸漂着物等には、洪水や台風等の災害によって流木等が大規模に漂着等する場合もあるものの、多くは日常生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着したものであり、その発生の状況は環境の保全に対する県民の意識を反映した一面を有するものであると言える。

このため、海岸漂着物等の問題の解決を図るためには、海岸を有する地域のみならず、内陸部を含む県内すべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、効果的な発生抑制対策に取り組むことが必要である。

これを踏まえ、海岸漂着物等に対する県民の意識醸成を図るため、下記①～⑤の取組を中心として、海岸に漂着するごみの現状や、市街地等のごみを減らすことが海岸漂着物の減少に効果的であることなどを県民に対し幅広く周知する。

また、下記の実施主体は、県、市町村、民間団体及び事業者等とし、年間を通じて適切な時期に事業を実施する。

①ごみの適正な処理に向けた3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

内陸部に由来して発生する海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、まず、日常生活に伴って発生した海岸漂着物等となり得るごみの発生抑制に努めることが重要である。

このため、地方公共団体は、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律などの各種リサイクル法の適切な実施を始め、県内における廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用などの3Rに向けた県民の意識を醸成し、廃棄物の発生抑制と適正な処理を確保する必要がある。

例)

- ・「秋田県事業系廃棄物減量化推進月間」に併せ、積極的に3R活動を行うよう事業者等への呼びかけの実施
- ・事業者や県民を対象とした減量化セミナーの開催

②海岸漂着物等の発生状況、原因の把握

海岸漂着物等の効果的な発生抑制普及啓発の方法を模索し、海岸漂着物等の性状や量等に関する経年的な推移を把握するため、継続的に漂着物組成調査を実施するほか、調査結果を公表することで海岸漂着物等に対する認識の向上を図る。

例)

- ・海岸漂着物等の組成調査の実施
- ・ウェブサイトやイベントにおける、GPS搭載フロートの放流による流下動向調査に係る結果の周知

③ごみの不法投棄、不適正処理防止のための監視活動の実施

海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、陸域や海域におけるごみの不法投棄・ポイ捨ての防止を図ることが重要である。

ごみの不法投棄・ポイ捨てについては、廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されており、地方公共団体は、不法投棄・ポイ捨てに関する規制措置の適切な実施に努め、不法投棄・ポイ捨ての撲滅を徹底する。

また、地方公共団体は廃棄物処理法その他の関係法令に基づく不法投棄・ポイ捨てに関する規制措置の実施と相まって、ごみの投棄の防止を図るため、陸域等においてそれぞれの発生原因の特性に応じた措置を講じることが必要である。

内陸部に起因する海岸漂着物等は、河川その他の公共の水域を経由等して、海域に流出又は飛散することから、地方公共団体は、流域圏におけるごみの投棄の防止を図るため、普及啓発活動や適正処理に関する指導を行う人材の育成のほか、森林、農地、河川、海岸等におけるパトロール等の監視活動や警告看板の設置等による不法投棄・ポイ捨ての未然防止を図り、ごみが投棄されにくい地域環境の創出等に努めるものとする。

例)

- ・環境監視員による監視活動の実施
- ・不法投棄監視カメラの設置、スカイパトロールの実施
- ・排出事業者向けの講習会の実施

④内陸部を含めた県全土における環境美化活動の継続

海岸漂着物等には、生活系ごみを始め身近なごみに起因するものが多く含まれており、これらは市街地を始め、森林、農地等の土地から河川その他の公共の水域を経由する等して海岸に漂着するものであるため、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、日常生活に伴って身近に発生するごみの散乱を防止することが重要である。

このためには、海岸を有する地域だけではなく広く県民が海岸漂着物等の問題への認識を深め、一人ひとりが当事者意識をもって陸域や海域においてごみの投棄を行わないことが必要であることから、内陸部を含めた県全土において、身近な地域を自主的にクリーンアップするなどの環境美化活動を積極的に行うことで、発生抑制の呼びかけを効果的に進め、広く海岸漂着物等に対する意識の高揚を図るよう努める。

例)

- ・環境美化活動強調月間等における、環境美化活動の継続的な実施
- ・民間団体等がボランティアとして清掃活動に取り組みやすい体制の整備
(清掃用具の貸出し、ごみ袋や軍手の配付、回収したごみの引き取り等)

⑤水域への流出飛散防止

海岸漂着物等には、市街地を始め、森林、農地等の土地から河川その他の公共の水域を經由する等して海域に流出又は飛散するものが含まれることから、海岸漂着物等の発生抑制のためには、内陸から沿岸に渡る流域圏の関係主体が一体となって、陸域から水域等へのごみの流出又は飛散を防止することが重要である。

このため、県民や事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散することのないよう、また船舶等を放置することにより海域に流出しないよう、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理することによって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。

また、地方公共団体は、河川その他の公共の水域を經由して海域に流出又は飛散することを防止するため、地域住民との連携による清掃活動の実施等に取り組むほか、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適切な管理に関して必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

あわせて、海岸漂着物等の中にはイベントの開催や露店の営業等、一時的に行われる事業活動によって生じたごみが陸域から水域等に流出又は飛散し海岸に漂着したものが散見されることから、一時的に行われる事業活動に伴ってごみが流出又は飛散することのないように努めることが重要である。

このため、これらの一時的な事業活動が行われる土地の占有者又は管理者は、当該事業活動を行う事業者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理やごみの適正な処理に関して必要な要請を行うことにより、これらの事業活動に伴うごみ等の流出又は飛散の防止に努めることが必要である。

さらに、漁具等の海域で使用される資材については、厳しい海況等に起因する非意図的な流出が可能な限り発生しないよう、事業者はこれら資材の点検等、日頃から流出防止に取り組むとともに、地方公共団体及び事業者団体は、これら事業者の取組について、必要な助言及び指導を行うよう努める。

例)

- ・森林においては、流木等の発生を抑制するため、適切な保育・間伐などの森林施業の実施に加え、山地災害の危険性の高い地域では保安林の指定や適切な管理の推進とともに必要に応じて山地災害を防ぐ施設の整備や土石流等で流木化するおそれのある立木等の除去の実施
- ・河川においては、河川環境の保全に配慮しながら、降雨に伴う河川の安全な流下の支障となる河道内の樹木の計画的な伐採等による適正な維持管理の実施
- ・農地においては、農業用ビニール等の農業資材の流出飛散を防止するため、自然災害時、悪天候時における流出飛散防止対策の実施に係る周知

(3) 環境教育及び普及啓発の推進

①海洋プラスチックごみに関する知識の普及啓発等の環境教育の推進

海洋プラスチックごみ対策としては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出又は飛散することに鑑み、海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、違法行為である不法投棄・ポイ捨ての撲滅を徹底するとともに、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどによる経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制に努める。

さらに、経済性及び技術可能性を考慮し、容器包装・製品の機能を確保することとの両立を図りつつ、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、生分解性プラスチック・再生材の利用の促進、廃プラスチック類の適正な処理の徹底に努める。

また、漁具等の海域で使用されるプラスチック製品については、陸域での回収を徹底しつつ、可能な限り、分別やリサイクル等が行われるよう取組を推進する。

そのほか、海岸部でマイクロプラスチックの状況を調査し、結果を広報することで、プラスチックごみのポイ捨て防止に向けた県民の意識の醸成を図る。

例)

- ・学生の協力を得ながら実施した海岸漂着物等の調査結果（海岸部のマイクロプラスチックの大きさ、個数、密度など）の、ウェブサイトやチラシ等を用いた周知

②イベントや広報媒体を活用した情報の発信

イベントや環境美化活動実施時など様々な機会をとらえ、海岸漂着物に関連する情報について、広報する。

例)

- ・ごみ拾いイベントの開催
- ・海岸漂着物等に関する調査結果をウェブサイト、チラシなどで広報
- ・環境美化活動の実施結果をウェブサイトなどに公表
- ・海岸漂着物等の発生抑制に係る普及啓発のための新聞広告を掲載
- ・環境美化活動に積極的な民間団体の活動報告等をウェブサイトで公表
- ・希望する団体への出前講座の実施
- ・環境教育用教材の配布や貸出

(4) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

①海岸漂着物対策に係る関係者間の情報交換、連絡調整

県は、海岸漂着物対策推進協議会を開催し、主に、海岸漂着物対策に係る次の事項について協議や情報交換、連絡調整を行う。

例)

- ・地域計画の策定、変更に関する事項
- ・各主体の事業計画や事業実績に関する事項
- ・地域計画に記載された事業の進捗状況に関する事項
- ・その他必要な事項

②地域の実情を考慮した、多様な主体の役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策には、海岸漂着物処理推進法に定められた各主体がその責務を果たすとともに、多様な主体が相互に協力・連携することが求められることから、以下に各主体の役割及び相互に協力する事項を示す。

ただし、下記の役割分担については、平時における原則的なものであり、状況に合わせて柔軟に対応することが必要である。

ア 関係者の役割

主体名	役割	海岸漂着物処理推進法における根拠条文
海岸管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者との情報共有、連携 ・海岸漂着物等の適正処理 	第7条 第17条
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県の関係部局、市町村、近隣都道府県、民間団体、事業者等との情報共有、連携 ・地域計画の策定、計画の進行管理 ・海岸漂着物対策推進協議会の組織、運営 ・海岸漂着物対策活動推進員の委嘱、推進団体の指定 ・海岸管理者に対する技術的助言等の援助 	第7条 第14条 第15条 第16条 第17条
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の関係部局、県、近隣市町村、民間団体、事業者等との情報共有、連携 ・海岸管理者への協力 	第7条 第17条
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物や漂流ごみ等の対策への協力 	第7条
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの実践 ・海岸漂着物対策関連行事への積極的な参画 ・所有物や土地の適正な維持管理 	第24条

事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物対策関連行事の積極的な開催、参画 ・廃棄物の適正処理 ・プラスチックごみの発生抑制 ・所有物や土地の適正な維持管理 	第 24 条
------	--	--------

イ 関係者の相互協力

主体名	協力事項	海岸漂着物処理推進法における根拠条文
県と市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民生活又は経済活動に支障が生じていると認められる場合の海岸管理者への措置要請 	第 18 条
本県と他の都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県で発生した流出物の漂着に関する当該都道府県への協力要請 	第 19 条
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境保全上、著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合の環境大臣等への協力要請 	第 20 条

③隣県との情報共有

県は、必要に応じて、河川を共有している隣県や同じ海岸線沿いに位置している隣県との情報共有により、効果的な海岸漂着物対策の実施に努める。

7 事業評価と計画のフォローアップ

(1) 事業評価

県は計画期間終了後に事業実績をとりまとめ、速やかに目的達成状況の評価を行い、協議会に報告する。

評価指標と目標値は以下のとおり。

指 標：計画期間中に、海岸漂着物対策に取り組んだ市町村数

目標値：25 市町村

(2) 計画のフォローアップ

対策を実施する海岸管理者や市町村は、年度ごとに、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る普及啓発の実施状況を県へ報告する。

県は、実施主体からの報告を受け、評価目標値に関する進捗について協議会に報告するとともに、関係者と意見交換し、必要に応じて計画の見直し等について協議会に提案する。

8 その他海岸漂着物対策の推進に必要な事項

(1) 海岸漂着物対策推進協議会の運営

①協議会の目的

海岸漂着物処理推進法第15条第1項に基づき、県は海岸漂着物対策推進協議会を設置し、事務局として協議会の運営管理を行う。

また、県は、定期的に協議会を開催し、海岸漂着物対策に係る事項について協議、情報交換、連絡調整を行う。

②協議会委員の構成

海岸管理者、市町村、民間団体、地域住民、関係する国や県の機関、漁協関係団体により構成する。

(2) 災害等緊急時における対応

県、市町村及び海岸管理者等は、災害等により大量の海岸漂着物の発生や危険物が漂着した場合、速やかに情報収集に努め、地域住民への周知及び適正処理を実施する。

また、関係機関との連絡調整に努める。

9 重点区域別の回収・処理に係る対策内容

重点区域においては、各区域の自然的・社会的条件等に応じて、各海岸管理者と地元市町が連携協力を図り、民間団体や地域住民の協力を得ながら回収・処理に取り組むよう努める。各区域の詳細については37ページ以降に示すとおりである。

また、37ページ以降に記載する海岸種別についての用語は、次のとおり。

建設海岸：県建設部が管理する「港湾区域・漁港区域」以外の海岸。

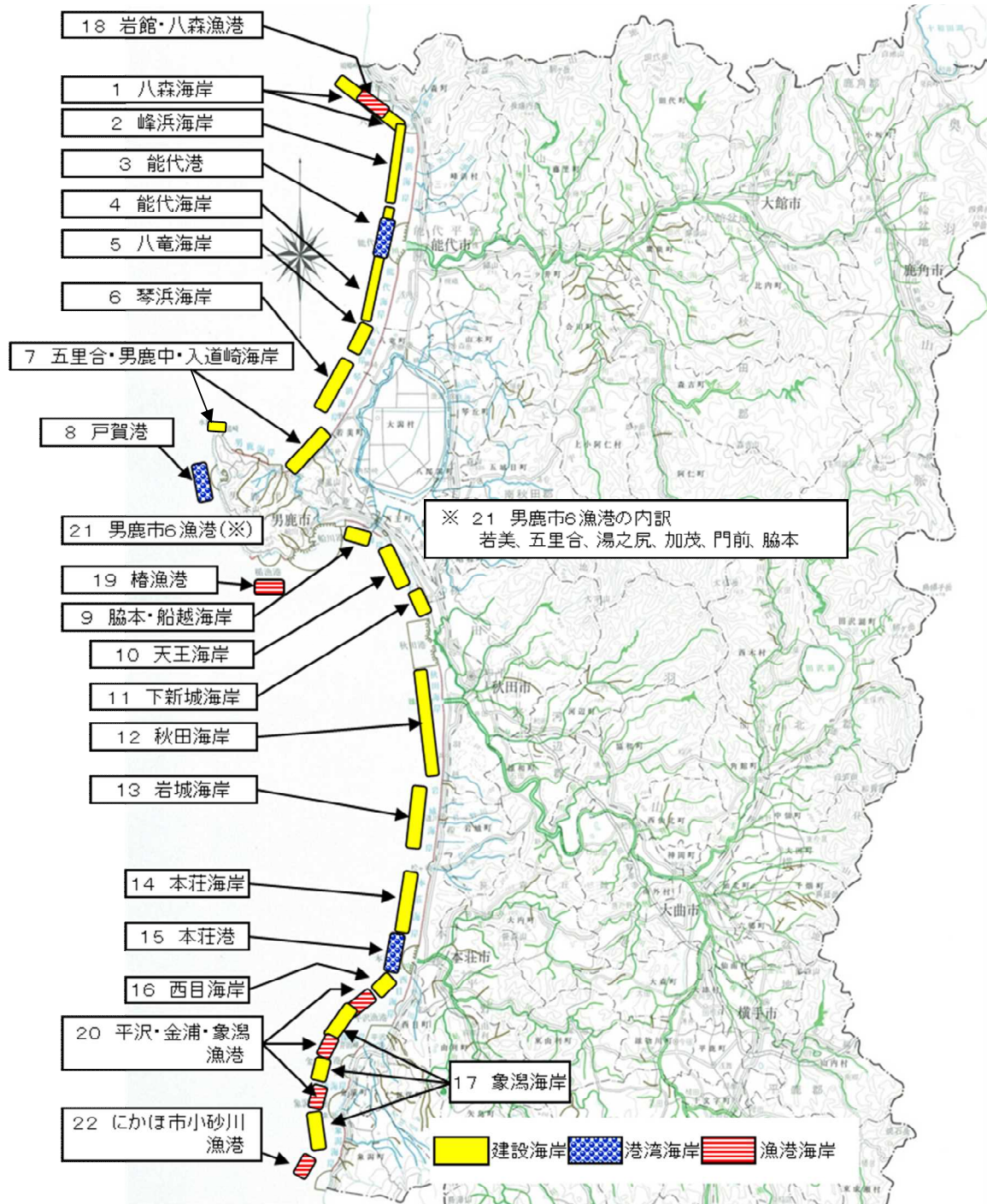
港湾海岸：県建設部が管理する港湾区域内の海岸。

漁港海岸：県農林水産部又は漁港の位置する市が管理する漁港区域内の海岸。

重点区域一覧表

重点区域番号	重点区域名	延長(m)	海岸所在市町	海岸管理者	主要な施設等(海岸近隣施設も含む)			
					海水浴場	港湾・漁港	その他	
1	八森海岸	4,810	八峰町	県建設部			八森岩館県立自然公園	
2	峰浜海岸	5,580					道の駅みねはま	
3	能代港	2,700	能代市			○	釣り場、ロケット発射実験会場	
4	能代海岸	8,030					風の松原、JAXA宇宙科学研究所	
5	八竜海岸	6,290	三種町			釜谷浜	サンドクラブ、八竜風車	
6	琴浜海岸	8,800	男鹿市			宮沢	オートキャンプ場	
7	五里合・男鹿中・入道崎海岸	6,700				五里合	男鹿国定公園	
8	戸賀港	4,600				戸賀	○ 男鹿国定公園、入道崎	
9	脇本・船越海岸	5,360					秋田男鹿自転車道	
10	天王海岸	10,050	潟上市			出戸浜	秋田男鹿自転車道	
11	下新城海岸	950	秋田市				秋田マリーナ(近隣)、秋田男鹿自転車道	
12	秋田海岸	14,370				下浜・桂浜		
13	岩城海岸	9,530	由利本荘市			道川	道の駅岩城	
14	本荘海岸	12,420					本荘マリーナ(近隣)	
15	本荘港	3,000				本荘マリーナ	○ 本荘マリーナ	
16	西目海岸	6,910				西目		
17	象潟海岸	9,580	にかほ市				象潟海水浴場(近隣)	
18	岩館・八森漁港	6,600	八峰町	県農林部	岩館・滝ノ間	○	八森岩館県立自然公園	
19	椿漁港	3,000	男鹿市				○	男鹿半島・大潟ジオパーク
20	平沢・金浦・象潟漁港	9,000	にかほ市			平沢・赤石浜・象潟	○	道の駅象潟
21	男鹿市6漁港	6,580	男鹿市	男鹿市		○	男鹿国定公園、男鹿温泉郷	
22	にかほ市小砂川漁港	400	にかほ市	にかほ市	小砂川	○		
計		145,260	(県全体の海岸延長は約264,000m)					

重点区域全体図



重点区域番号 1 八森海岸

1 位置等

- (1) 位置 山本郡八峰町八森字大間～字磯村
(八森漁港及び岩館漁港の区域を除く)
- (2) 延長距離 4,810m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：山本地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 八峰町

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
例年、流木やごみ等が漂着しており、漂着物の中には医療機器や液体の入ったポリタンクなど、住民に危険が及ぶ可能性のある海岸漂着物も確認されている。
- (2) 景観・環境・地域産業等への影響
自然公園法による自然公園区域であり、優れた自然の風景地となっているが、海岸漂着物が景観を害し、悪い印象を与えるなど、地域のレジャー・観光に影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 7月
- (2) 回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。また、海岸管理者が地元からの連絡を受けて、漂着物を確認した場合に回収・処理を行う。

八森海岸 重点区域延長 4,810m
 (八森漁港、岩館漁港区域を除く)



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号2 峰浜海岸

1 位置等

- (1) 位置 山本郡八峰町峰浜字目名潟～字沼田
- (2) 延長距離 5,580m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：山本地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 八峰町

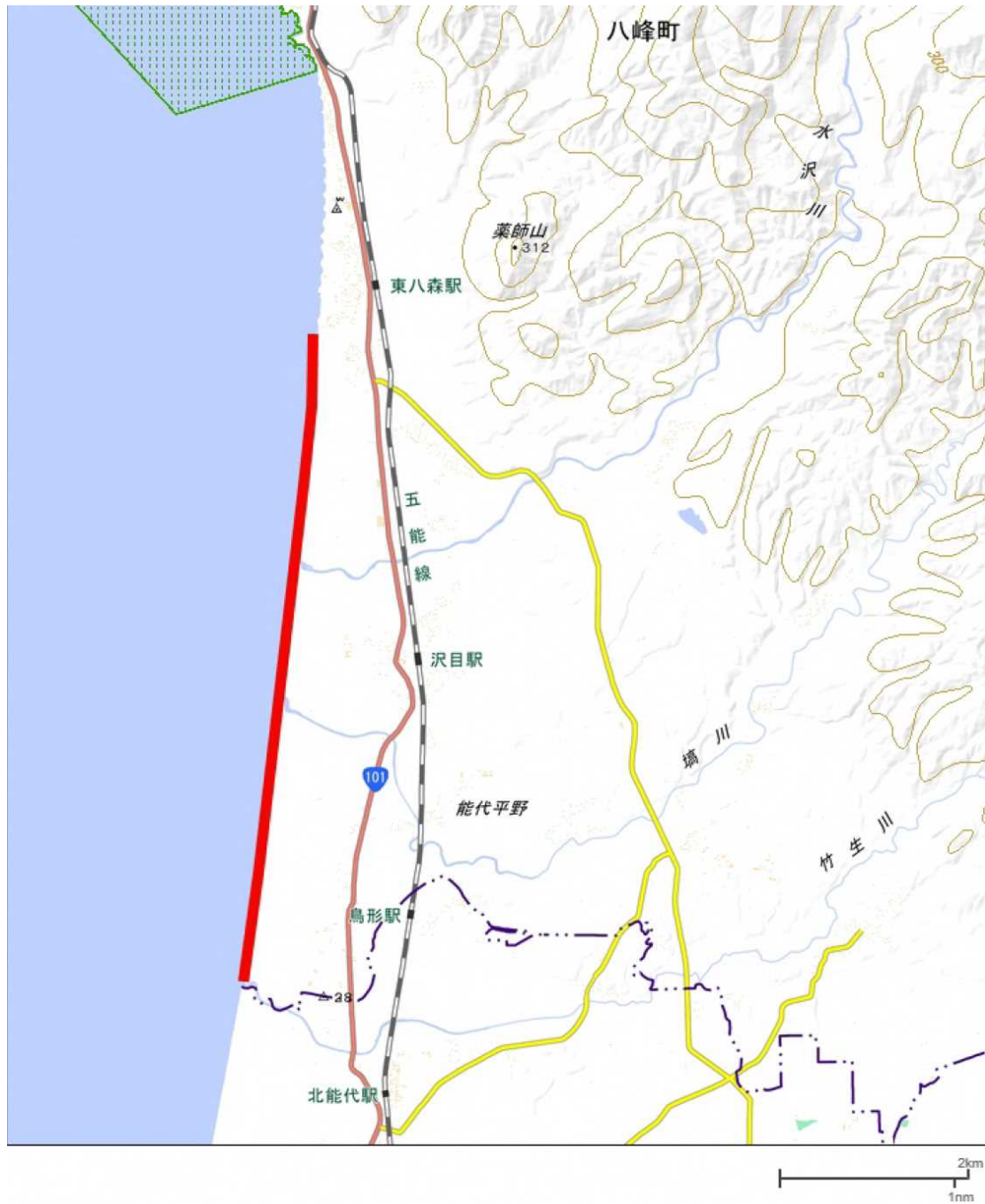
2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
例年、浜辺には流木、木くず及び萱類が海岸線に連なっているほか、漁具や家庭用のプラスチック類等が沿線に飛散している。
- (2) 景観・環境・地域産業等への影響
近隣を走る国道101号に道の駅「みねはま」が設置されており、行楽シーズンになると観光客でにぎわっている。しかし、海岸漂着物によって景観が損なわれている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 7月
- (2) 回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。また、海岸管理者が地元からの連絡を受けて、漂着物を確認した場合に回収・処理を実施する。

峰浜海岸 重点区域延長 5,580m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
出典：海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号3 能代港

1 位置等

- (1) 位置 能代市落合字下野瀬起上中島～字古悪戸
- (2) 延長距離 2,700m
- (3) 海岸種別 港湾海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：能代港湾事務所）
- (5) 所在市町村 能代市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

(1) 漂着の状況

年間を通して多くのごみが漂着しているが、特に冬季は漂着量が増加する傾向にある。漂着ごみの約9割が流木であり、残りの約1割はペットボトル等である。ペットボトル等については、地域団体等が毎年回収しているものの、ごみが漂着し続けているため、対応しきれない状況である。

(2) 景観・環境・地域産業等への影響

本海岸は砂浜が広がり、沖には離岸堤が整備されていることから、春から秋にかけて釣り客で賑わい、市街地にも近いことから、住民の憩いの場ともなっている。また、例年8月には一般社団法人あきた宇宙コンソーシアム主催の宇宙ロケット発射実験の会場ともなっており、県内外から多数の見物客が訪れる。しかしながら、海岸に多くのごみが漂着することから、海岸利用者の安全や景観に悪影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 7月
- (2) 回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

能代港 重点区域延長 2,700m



海水浴場



漁港区域



港湾区域



重点区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)

出典：海洋状況表示システム

(<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号4 能代海岸

1 位置等

- (1) 位置 能代市竹生字古沼丸谷地～浅内字砂山
(能代港の区域を除く)
- (2) 延長距離 8,030m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：山本地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 能代市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
例年、浜辺には流木、木くず及び萱類が海岸線に連なっているほか、漁具や家庭用のプラスチック類等が沿線に飛散している。また、住民に危険が及ぶ可能性がある医療機器や液体が入ったポリタンク等も漂着している。
- (2) 景観・環境・地域産業等への影響
海岸線には白砂青松100選に指定されている「風の松原」と世界自然遺産の「白神山地」を望み景観に優れている。また、JAXAの宇宙科学研究所があることから、近年「宇宙イベント」が活発に開催され全国各地から観光客等が訪れている。しかしながら、海岸漂着物が景観を害し、観光客に悪い印象を与えるなど、地域のレジャー・観光に悪影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 6月～7月
- (2) 回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。また、海岸管理者が地元からの連絡を受けて、漂着物を確認した場合に回収・処理を実施する。

能代海岸 重点区域延長 8,030m
 (能代港湾区域を除く)



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号5 八竜海岸

1 位置等

- (1) 位置 山本郡三種町浜田字七ツ森～芦崎字太郎沢
- (2) 延長距離 6,290m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：山本地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 三種町

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
例年、流木、木くずや漁具等のプラスチック類のほか、ガラス瓶やポリタンク等が大量に漂着している。その中には地域住民に危険が及ぶ可能性がある医療機器や液体の入ったポリタンクも混じっている。
- (2) 景観・環境・地域産業等への影響
三種町主催の「サンドクラフト」イベントで賑わう釜谷浜海水浴場があるほか、壮大な八竜風車により多くの観光客を集めているが、海岸漂着物が景観を害し、来訪者の安全にも支障が出るなど、地域の観光産業に影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 6月中旬（海開き前）
- (2) 回収・処理の目安 1年に1回程度重点区域全体の回収・処理を行う。また、海岸管理者が地元からの連絡を受けて、漂着物を確認した場合に回収・処理を実施する。

八竜海岸 重点区域延長 6,290m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号6 琴浜海岸

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市野石字五明光～字申川
(若美漁港の区域を除く)
- (2) 延長距離 8,800m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県(担当機関:秋田地域振興局建設部)
- (5) 所在市町村 男鹿市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
例年、流木、木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、2016年度(平成28年度)から2019年度(令和元年度)には、年に41t程度回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。
- (2) 景観・環境・地域産業等への影響
「快水浴場百選」にも選ばれている宮沢海水浴場がある他、オートキャンプ場や温泉施設なども周辺に整備されているが、海岸漂着物が景観を損なっており、観光客等に悪い印象を与えている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 3月、7月(冬期波浪後及び海開き前)
- (2) 回収・処理の目安 1年に2回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

琴浜海岸 重点区域延長 8,800m
 (若美漁港区域を除く)



- 海水浴場
- 漁港区域
- 港湾区域
- 重点区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号7 五里合・男鹿中・入道崎海岸

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市五里合中石字北浜野～男鹿中浜間口字岡杭
(五里合漁港の区域を除く)
男鹿市北浦入道字昆布浦地内
- (2) 延長距離 6,700m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 男鹿市

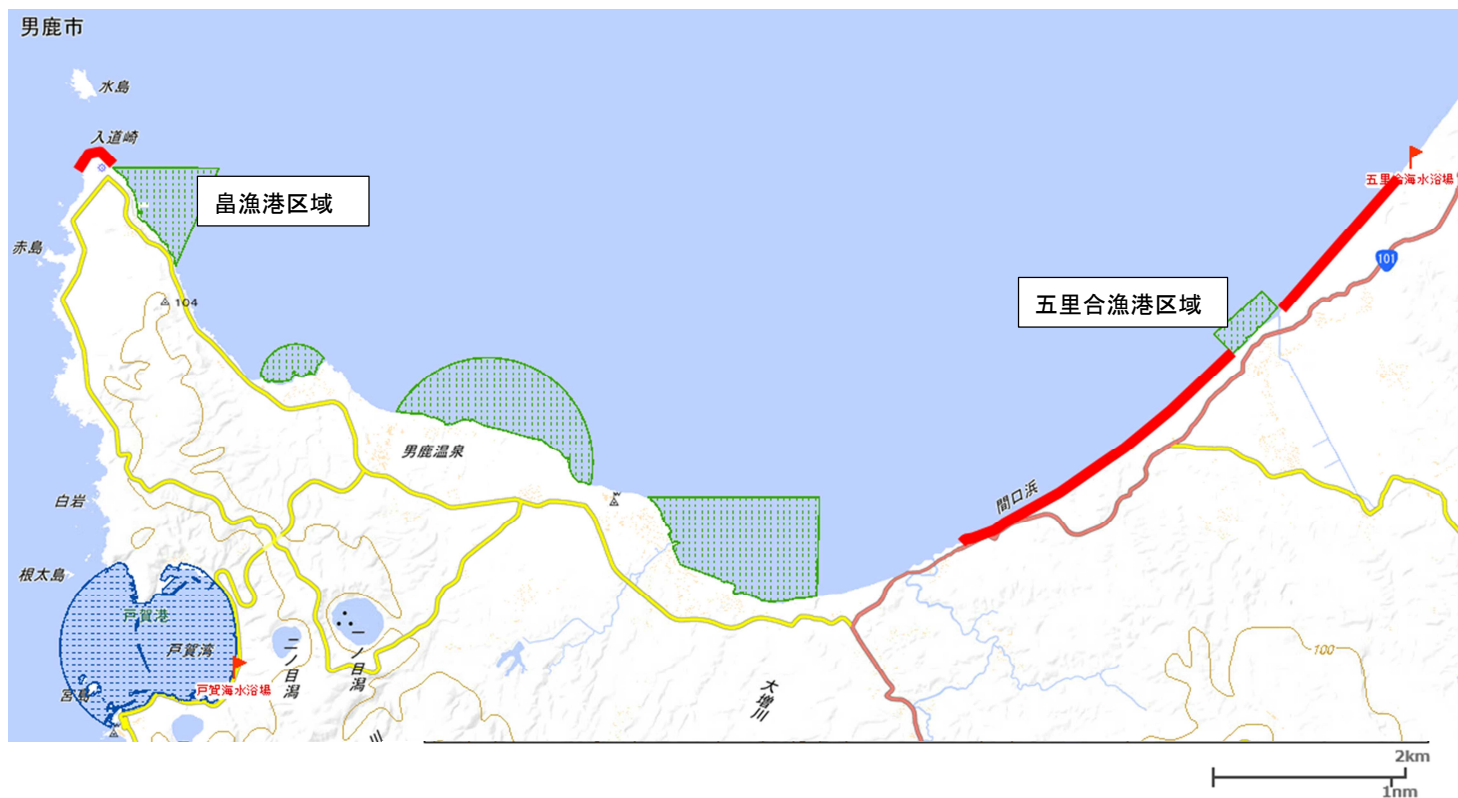
2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
例年、流木、木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）には、年に12 t 程度回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。
- (2) 景観・環境・地域産業等への影響
男鹿半島の最北端に位置する入道崎には県内外から毎年多くの観光客が訪れる。また、夏には多くの家族連れや若者で賑わう五里合海水浴場がある他、男鹿国立公園内であり、国道101号や主要地方道男鹿半島線が海岸沿いに整備されており観光客等に悪い印象を与えている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 3月、7月（冬期波浪後及び海開き前）
- (2) 回収・処理の目安 1年に2回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

五里合・男鹿中・入道崎海岸 重点区域延長 6,700m
 (五里合漁港区域を除く)



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号8 戸賀港

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市戸賀戸賀字戸賀～戸賀塩浜字漁元崎
- (2) 延長距離 4,600m
- (3) 海岸種別 港湾海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：船川港湾事務所）
- (5) 所在市町村 男鹿市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

(1) 漂着の状況

例年、流木、木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、海水浴場の部分のみでも毎年20 t程度を回収しており、区域全体ではこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

(2) 景観・環境・地域産業等への影響

戸賀港は、男鹿国定公園区域内に位置しており、道路をはさみ住宅が立ち並んでいることから、良好な景観や環境を維持する必要がある。また、漁船や観光船の基地として利用されており、海岸漂着物により海岸の利用に支障をきたす恐れがあるほか、区域に隣接して水族館や八望台、入道崎などの観光拠点もあることから、観光産業等への影響が懸念される。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 3月、7月（冬期波浪後及び海開き前）
- (2) 回収・処理の目安 1年に2回程度、重点区域全体の回収・処理を行う。

戸賀港 重点区域延長 4,600m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号9 脇本・船越海岸

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市脇本脇本字脇本～船越字一向
- (2) 延長距離 5,360m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 男鹿市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
例年、流木、木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）には、年に12t程度回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。
- (2) 景観・環境・地域産業等への影響
男鹿国定公園へ向かう国道101号線や秋田男鹿自転車道が整備されており、また、海岸から住宅地が近く、散策や地引網体験にも活用されているが、海岸漂着物が海岸利用者の安全や景観に悪影響を与えている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 3月、7月（冬期波浪後及び海開き前）
- (2) 回収・処理の目安 1年に2回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

脇本・船越海岸 重点区域延長 5,360m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号10 天王海岸

1 位置等

- (1) 位置 潟上市天王字浜山～字追分西
- (2) 延長距離 10,050m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 潟上市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
例年、流木、木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）には、年に47t程度回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。
- (2) 景観・環境・地域産業等への影響
夏には多くの家族連れや若者で賑わう出戸浜海水浴場があるほか、男鹿国定公園へ向かう県道秋田天王線と秋田男鹿自転車道が海岸沿いに整備されているため、多くの観光客が訪れるが、海岸漂着物が海岸利用者の安全や景観に悪影響を与えている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 3月、7月（冬期波浪後及び海開き前）
- (2) 回収・処理の目安 1年に2回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

天王海岸 重点区域延長 10,050m



- 海水浴場
- 漁港区域
- 港湾区域
- 重点区域

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 1 1 下新城海岸

1 位置等

- (1) 位置 秋田市下新城野字街道端西地内
- (2) 延長距離 950m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 秋田市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
例年、流木・木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）には、年に17t程度回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。
- (2) 景観・環境・地域産業等への影響
県内では最大級、東北で有数の広さと規模を誇る秋田マリーナと出戸浜海水浴場に挟まれており秋田のマリンレジャーの中心地となっているほか、男鹿国定公園へ向かう県道秋田天王線と秋田男鹿自転車道が海岸沿いに整備されており、多くの観光客が訪れるが、海岸漂着物が海岸利用者の安全や景観に悪影響を与えている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 3月、7月（冬期波浪後及び海開き前）
- (2) 回収・処理の目安 1年に2回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

下新城海岸 重点区域延長 950m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 1 2 秋田海岸

1 位置等

- (1) 位置 秋田市新屋字砂奴寄～下浜羽川字上野
- (2) 延長距離 14,370m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 秋田市

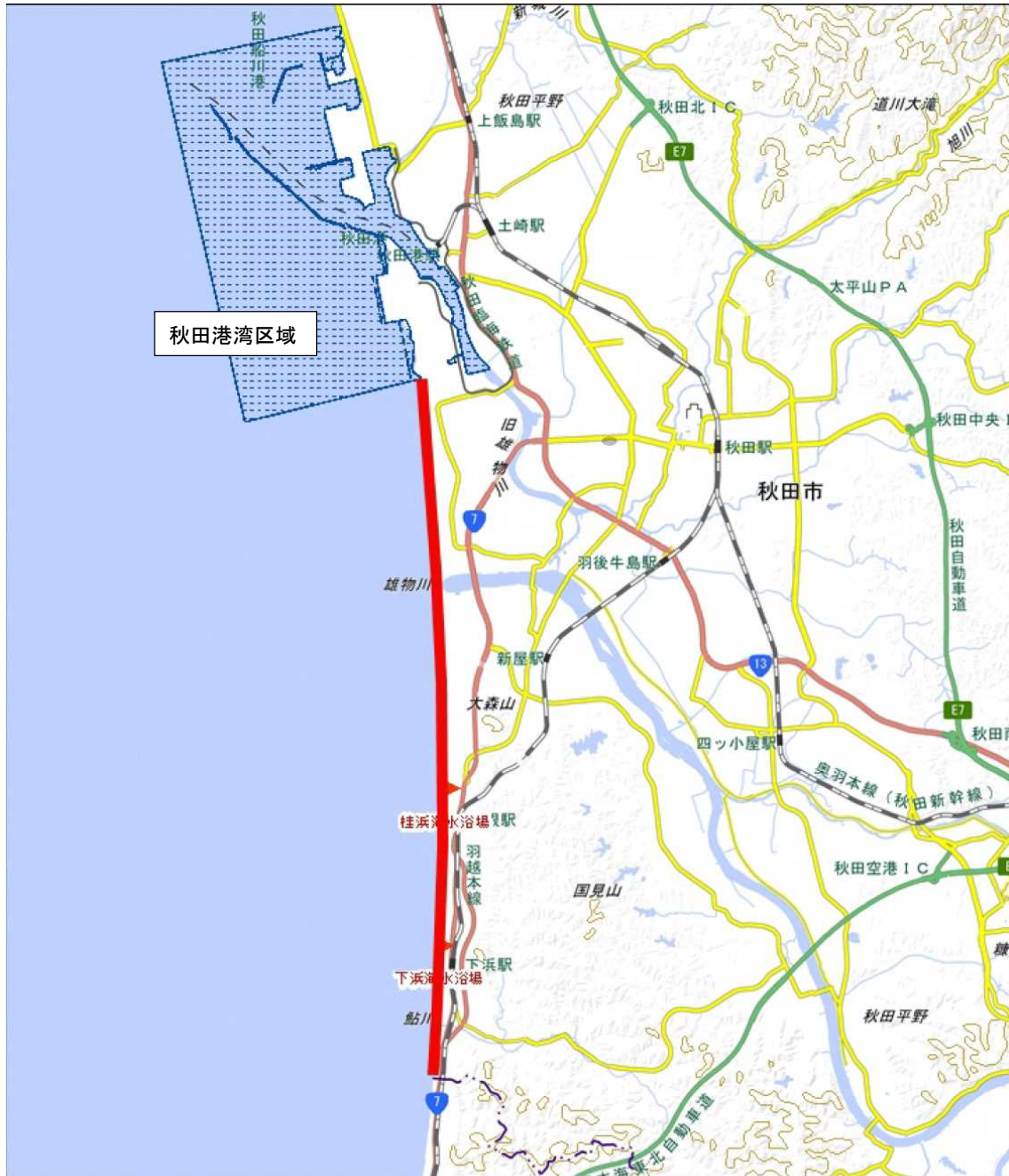
2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
例年、流木、木くず、プラスチック及びビニール類などが漂着し、2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）には、年に49t程度回収しているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。
- (2) 景観・環境・地域産業等への響
県都秋田市の海水浴場として下浜・桂浜の二つの海水浴場があり、秋田市内はもちろん、岩手県内陸地方からも多くの利用者があるなど、秋田県内の人気の海水浴場として多くの利用者が訪れる。また、秋田県と新潟県を結ぶ国道7号が海岸と平行しており、多くの観光客が訪れるが、海岸漂着物が海岸利用者の安全や景観に悪影響を与えている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 3月、7月（冬期波浪後及び海開き前）
- (2) 回収・処理の目安 1年に2回程度重点区域全体の回収・処理を行う。

秋田海岸 重点区域延長 14,370m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 13 岩城海岸

1 位置等

- (1) 位置 由利本荘市岩城勝手字幸河～岩城二古字尼平
(道川漁港の区域を除く)
- (2) 延長距離 9,530m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：由利地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 由利本荘市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

(1) 漂着の状況

年間を通してごみ等が海岸に漂着している状況であるが、特に冬季の強風時に多い。2019年（令和元年）3月作業時の実績では8トンの海岸漂着物を回収しており、8割は可燃ごみで、残りは、漁網やロープ、タイヤ等となっている。また、2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）には、年に約11t程度の漂着物を回収している。毎年道川海水浴場の開設前にも清掃が行われているが、実際にはこれを遙かに上回る量が漂着していると推測される。

(2) 景観・環境・地域産業等への影響

岩城地区はプラム及び地元産プラムを使用した天鷲ワインの産地として知られ、旧亀田藩の城下町として栄えた温暖で風光明媚な地区として有名である。また、道川海水浴場や温泉施設を併設した道の駅岩城があり、県内外から多数の観光客やドライバーが訪れているが、海岸漂着物が景観を害し悪い印象を与えることで、地域の観光産業に影響を及ぼしている。海岸の多くが周辺住民の散策道として利用されているが、利用者の安全確保に支障が生じることも懸念されている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 3月頃（年1回程度）
- (2) 回収・処理の目安 毎年、重点区域全体をパトロールし、回収・処理を行う。

岩城海岸 重点区域延長 9,530m
 (道川漁港区域を除く)



海水浴場



漁港区域



港湾区域



重点区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 1 4 本荘海岸

1 位置等

- (1) 位 置 由利本荘市松ヶ崎字十郎橋台～石脇国有保安林 59 林班
(松ヶ崎漁港の区域を除く)
- (2) 延長距離 12,420m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：由利地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 由利本荘市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

(1) 漂着の状況

年間を通してごみ等が海岸に漂着している状況であるが、特に冬季の強風時に多い。2019年（令和元年）3月作業時の実績では13.5tの海岸漂着物を回収しており、6割は流木で、残りは、可燃ごみや金属等となっている。また、2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）には年に25t程度の海岸漂着物を回収している。

(2) 景観・環境・地域産業等への影響

本荘地区は伝統工芸「ごてんまり」で知られるとともに由利本荘市の中心地として栄えている。また、子吉川河口部には本荘マリーナと本荘マリーナ海水浴場が整備され、海洋レクリエーションが盛んな地域であることから、県内外から多数の観光客が訪れている。しかし、海岸漂着物が景観を害し、悪い印象を与えることで、地域の観光産業に影響を及ぼしている。また、親川付近に地元住民が海水浴場を開設するなど、海岸の多くは海水浴や散策道等として周辺住民に利用されており、漂着物によって利用者の安全確保に支障が生じることも懸念されている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 3月（年1回程度）
- (2) 回収・処理の目安 毎年、重点区域全体をパトロールし、回収・処理を行う。

本荘海岸 重点区域延長 12,420m
(松ヶ崎漁港区域を除く)



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号15 本荘港

1 位置等

- (1) 位置 由利本荘市石脇字田尻～同市西目町海士剥字海士剥道下
- (2) 延長距離 3,000m
- (3) 海岸種別 港湾海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：由利地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 由利本荘市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

(1) 漂着の状況

年間を通してごみ等が海岸に漂着している状況であるが、特に冬季の強風時に多い。2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）には年に14t程度の海岸漂着物を回収しており、4割は流木で、残りは混合廃棄物やプラスチック類となっている。毎年海水浴場の開設前にも清掃が行われているが、実際にはこれを大幅に上回る量が漂着していると推測される。

(2) 景観・環境・地域産業等への影響

本荘港には本荘マリーナと本荘マリーナ海水浴場が整備され、海洋レクリエーションが盛んであり、県内外から多数の観光客が訪れている。また、田尻地区は「みなとオアシス画廊ゆりほんじょう」に認定されており、市民の憩いの場にもなっている。2007年度（平成19年度）には医療廃棄物が漂着し、海水浴場の開設が危ぶまれるなど、海岸漂着物が来訪者の安全及び地域の観光産業に影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 3月（年1回程度）
- (2) 回収・処理の目安 毎年、重点区域全体をパトロールし、回収・処理を行う。

本荘港 重点区域延長 3,000m



- 海水浴場

- 漁港区域

- 港湾区域

- 重点区域


編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 16 西目海岸

1 位置等

- (1) 位置 由利本荘市西目町海士剥字海士剥道下～西目町出戸字猿田
(西目漁港の区域を除く)
- (2) 延長距離 6,910m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：由利地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 由利本荘市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

(1) 漂着の状況

年間を通してごみ等が海岸に漂着している状況であるが、特に冬季の強風時に多い。2019年（令和元年）3月作業時の実績では4.26tの海岸漂着物を回収しており、6割は流木で、残りは、プラスチック等となっている。また、2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）には、年に21.9t程度の海岸漂着物を回収している。毎年海水浴場の開設前にも清掃が行われているが、実際にはこれを大幅に上回る量が漂着していると推測される。

(2) 景観・環境・地域産業等への影響

主要産業の果樹、きのこが有名な西目地区には、白砂青松100選に選定された西目海水浴場があり、多くの観光客を集めているが、海岸漂着物が景観を害し悪い印象を与えるなど、地域の観光産業に影響を及ぼしている。また、海岸の多くが周辺住民の散策道として利用されているが、利用者の安全確保に支障がでることも懸念されている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 3月（年1回程度）
- (2) 回収・処理の目安 毎年、重点区域全体をパトロールし、回収・処理を行う。

西目海岸 重点区域延長 6,910m
 (西目漁港区域を除く)



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 17 象潟海岸

1 位置等

- (1) 位置 にかほ市芹田字高磯～同市象潟町大須郷字大道下
(平沢漁港、金浦漁港、象潟漁港の区域を除く)
- (2) 延長距離 9,580m
- (3) 海岸種別 建設海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：由利地域振興局建設部）
- (5) 所在市町村 にかほ市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

(1) 漂着の状況

年間を通してごみ等が海岸に漂着している状況であるが、特に冬季の強風時に多い。2019年（令和元年）3月作業時の実績では30.92tの海岸漂着物を回収しており、9割は流木で、残りは、金属や混合廃棄物等となっている。また、2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）には、年に29.6t程度の海岸漂着物を回収している。毎年海水浴場の開設前にも清掃が行われているが、実際にはこれを大幅に上回る量が漂着していると推測される。

(2) 景観・環境・地域産業等への影響

4海岸が存在するにかほ市は、豊かな自然や文化遺産、日本海の恵み、ハイテク産業等、伝統文化と最新技術がバランスよく共存し栄えている。芹田・飛岡海岸の波除石垣が国指定文化財となっているほか、象潟海水浴場が「日本の夕日百選」及び「快水浴場百選」に選定されるなど、景勝地としても知られている。しかし、海岸への漂着物はその景観を害している状況にある。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 4、7、9、3月頃（県は年1回程度、市は年3回程度）
- (2) 回収・処理の目安 毎年、重点区域全体をパトロールし、回収・処理を行う。

象潟海岸 重点区域延長 9,580m
 (平沢漁港、金浦漁港、象潟漁港区域を除く)



海水浴場



漁港区域



港湾区域



重点区域



編集・加工責任者：秋田県 環境整備課

国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)

出典：海洋状況表示システム

(<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 18 岩館・八森漁港

1 位置等

- (1) 位置 山本郡八峰町八森字岩館～小入川、滝ノ間～泊
(八森海岸重点区域を除く)
- (2) 延長距離 6,600m
- (3) 海岸種別 漁港海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：山本地域振興局農林部）
- (5) 所在市町村 八峰町

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
流木、木くず、プラスチック類及びビニール類などが漂着し、年に 50 t 程度回収されているが、実際はこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。
- (2) 景観・環境・地域産業等への影響
海岸背後には世界自然遺産に登録された白神山地があり、当海岸一帯は県立自然公園の指定を受けていて、奇岩怪岩が広がる風光明媚な景勝地に四季を通じて多くの観光客が訪れている。しかし、多量の漂着ごみが景観を害し、地域の観光産業に悪影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 6月～12月（観光シーズン及び海水浴期間前及び台風・冬季風浪後）
- (2) 回収・処理の目安 年に4, 5回程度、重点区域全体の回収・処理を行う。

岩館・八森漁港 重点区域延長 6,600m



- 海水浴場
- 漁港区域
- 港湾区域
- 重点区域

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号19 椿漁港

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市船川港台島～小浜
- (2) 延長距離 3,000m
- (3) 海岸種別 漁港海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：秋田地域振興局農林部）
- (5) 所在市町村 男鹿市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
流木、木くず、プラスチック類及びビニール類などが漂着し、男鹿市では観光シーズンに合わせ、ごく一部の回収・処理を実施しているが、根本的な解決には至っていない。
- (2) 景観・環境・地域産業等への影響
海岸背後には2011年（平成23年）9月に『男鹿半島・大潟ジオパーク』に認定された海と山の変化に富んだ美しい景勝地となっており、四季を通じて県内外から多くの観光客が訪れている。しかし、多量の漂着ごみが景観を害しており、地元ではその回収・処理に苦慮している。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 6～7月（観光シーズン及び海水浴期間前）
台風及び低気圧等による荒天後適宜
- (2) 回収・処理の目安 年に2回程度、重点区域全体の回収・処理を行う。

樫漁港 重点区域延長 3,000m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号20 平沢・金浦・象潟漁港

1 位置等

- (1) 位置 にかほ市両前寺字浜中～芹田字高磯（仁賀保地域）
にかほ市飛字餅田～金浦字下谷地（金浦地域）
にかほ市象潟町字大塩越～にかほ市象潟町関字建石（象潟地域）
- (2) 延長距離 9,000m
- (3) 海岸種別 漁港海岸
- (4) 海岸管理者 秋田県（担当機関：由利地域振興局農林部）
- (5) 所在市町村 にかほ市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
流木、木くず、プラスチック類及び漁網等が漂着し、年に30t程度回収されているが、実際はこれを大幅に上回る量の漂着物があると推測される。
- (2) 景観・環境・地域産業等への影響
当海岸一体は海水浴場、波除石垣（国指定史跡）、道の駅に隣接し、年間を通じ県内外から多くの観光客が訪れている。特に象潟海水浴場は、「快水浴場百選」に選ばれるなど貴重な観光資源となっているが、近年多量の漂着ごみが景観を害している状況にある。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 4月～6月、9月～3月
(海水浴期間を除き適宜)
(台風及び低気圧等による荒天後適宜)
- (2) 回収・処理の目安 適宜、重点区域全体の回収・処理を行う。

平沢・金浦・象潟漁港 重点区域延長 9,000m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 2 1 男鹿市 6 漁港

(若美漁港・五里合漁港・湯之尻漁港・加茂漁港・門前漁港・脇本漁港)

1 位置等

- (1) 位置 男鹿市野石字中台～同市脇本脇本字脇本
- (2) 延長距離 6,580m
- (3) 海岸種別 漁港海岸
- (4) 海岸管理者 男鹿市 (担当機関: 男鹿市産業建設部)
- (5) 所在市町村 男鹿市

2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

(1) 漂着の状況

流木、木くず、プラスチック類及びビニール類等が漂着し、2017年度(平成29年度)から2019年度(令和元年度)には、年に16t程度回収されているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

(2) 景観・環境・地域産業等への影響

男鹿市6漁港一帯には宮沢海水浴場や五里合海水浴場があり、夏には多くの家族連れや若者で賑わう。また、男鹿国定公園や男鹿温泉郷などの観光地が位置していることから、年間を通じて県内外から多くの観光客が訪れ、沿岸周辺を散策している。しかしながら、近年海岸にごみが漂着することによって、海岸の利用者の安全や地域の観光産業に悪影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 6月、7月(海開き前)
- (2) 回収・処理の目安 年に2回程度、重点区域全体の回収・処理を行う。

男鹿市6漁港 重点区域延長 6,580m

(北から順に若美漁港、五里合漁港、湯之尻漁港、加茂漁港、門前漁港、脇本漁港)



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)

重点区域番号 22 にかほ市小砂川漁港

1 位置等

- (1) 位置 にかほ市小砂川字清水場～字クツカケ
- (2) 延長距離 400m
- (3) 海岸種別 漁港海岸
- (4) 海岸管理者 にかほ市（担当機関：にかほ市農林水産建設部）
- (5) 所在市町村 にかほ市

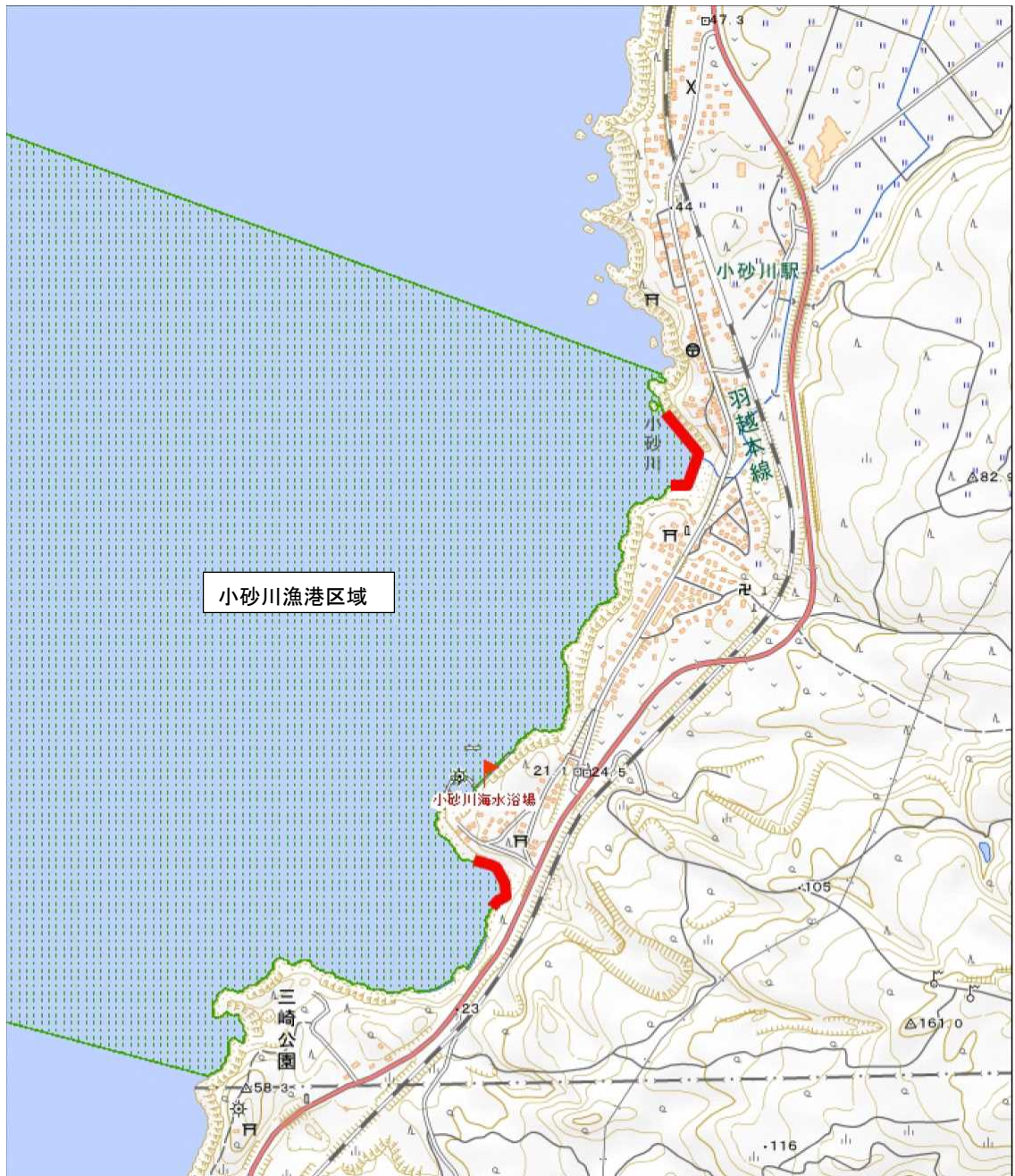
2 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

- (1) 漂着の状況
流木、木くず、プラスチック及びビニール類等が漂着し、年に5 t程度回収されているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着物があると推測される。
- (2) 景観・環境・地域産業等への影響
小砂川海水浴場は、夏は地元住民や帰省した人々が海水浴に訪れ、春、秋には地元住民が散策するなど、地域の憩いの場となっている。また、クツカケ湾では湾の形状から、サーフィンに適した波が発生するため、1年を通して県内外からサーフィンの愛好者等が集まる。しかしながら、海岸にごみが漂着するため、景観を害し、海岸の利用者の安全に悪影響を及ぼしている。

3 回収・処理対策

- (1) 回収・処理の時期 5月～7月、9月～10月
(冬季波浪後、海開き前及び台風や低気圧等による荒天後)
- (2) 回収・処理の目安 年に2回程度、重点区域全体の回収・処理を行う。

にかほ市小砂川漁港 重点区域延長 400m



- 海水浴場 
- 漁港区域 
- 港湾区域 
- 重点区域 

編集・加工責任者：秋田県 環境整備課
 国土地理院 (GSI) | 海上保安庁 (JCG)
 出典：海洋状況表示システム
 (<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>)